

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業
要求水準書（案）

令和5年（2023年）6月

熊本市

目 次

第1 総則	1
1 本事業の目的	1
(1) 本事業の目的	1
(2) 本市が民間事業者に対して特に期待すること	1
2 本事業の概要	2
(1) 事業の対象となる施設	2
(2) 事業方式	3
(3) 事業の対象範囲	3
(4) セルフモニタリングの実施	3
(5) 事業スケジュール(予定)	5
3 用語の定義	5
4 遵守すべき法制度等	5
5 事業予定地の諸条件	10
(1) 立地条件	10
(2) 敷地条件	11
(3) 整備対象施設の概要	12
(4) 既存施設の概要	13
第2 設計業務	14
1 設計業務における基本的な考え方	14
(1) 共通事項	14
(2) 意匠計画の考え方	14
(3) 構造計画の考え方	18
(4) 設備計画の考え方	19
(5) 防災安全計画の考え方	23
(6) 地域開放とセキュリティの確保	24
2 設計業務対象施設に係る要件	26
(1) 全体配置・動線	26
(2) 諸室ごとの要件	26
3 設計業務実施に係る要求内容	52
(1) 業務の対象範囲	52
(2) 業務期間	53
(3) 業務期間の変更	53

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	53
(5) 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出	53
(6) ワークショップの実施	53
(7) 各種申請業務	54
(8) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	54
(9) 設計業務に係る留意事項	55
(10) 設計変更について	55
(11) 交付金申請に係る対応	55
第3 建設・工事監理業務	56
1 建設・工事監理業務に係る要求内容	56
(1) 業務の対象範囲	56
(2) 業務期間	56
(3) 業務期間の変更	57
(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方	57
(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目	57
(6) 施設利用者への安全対策	58
(7) 着工前業務	58
(8) 建設期間中業務	59
(9) 完成時業務	62
(10) 保険	64

添付資料

- 資料1 用語の定義
- 資料2 天明校区施設一体型義務教育学校基本計画
- 資料3 事業予定地位置図
- 資料4 事業予定地現況測量図【CAD データ提供】
- 資料5 事業予定地周辺道路現況図
- 資料6 事業予定地地盤資料【一部は公告時に添付予定】
- 資料7 事業予定地設備インフラ現況図
- 資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表
- 資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)
- 資料10 既存施設概要(学校施設台帳抜粋)
- 資料11 既存樹木及び記念碑位置図、記念碑・記念樹等の移設・移植必須対象リスト
- 資料12 既存校舎等のアスベスト含有調査結果
- 資料13 緑化面積の算定方法
- 資料14 給食配膳関連資料
- 資料15 防犯カメラ仕様書

- 資料16 (参考)防災備蓄倉庫収納品
- 資料17 特別支援学級、通級指導教室、カウンセリング室・カウンセラー室イメージ図
- 資料18 (参考)工事に伴う音の配慮が必要な学校行事等
- 資料19 熊本市市道認定基準要綱、熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱及び参考図
- 資料20 熊本市学校施設標準仕様(建築編、電気設備編、機械設備編)
- 資料21 災害発生時における太陽光発電設備(蓄電池含む)の電力供給範囲の想定

閲覧資料

- 閲覧資料1 既存施設図面
- 閲覧資料2 図面のない既存施設及び工作物等
- 閲覧資料3 市内先行事例情報通信設備参考図
- 閲覧資料4 下水道整備計画図

第1 総則

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業(以下「本事業」という。)の実施に当たり、熊本市(以下「本市」という。)が、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計及び建設業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」から構成される。なお、設計施工一括発注方式により実施することで、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に活用するため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

よって、事業者が入札時に提出する事業提案書(以下「事業提案書」という。)による水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準が本事業の「要求水準」として優先的に適用される。

また、本市は事業者が行う設計業務及び建設・工事監理業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計業務及び建設・工事監理業務について、本市のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案書との整合性についての確認結果(要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化し、整合性のチェック結果、当該内容が確認できる書類の記載箇所及び具体的な実践内容・記載内容等を記入したもの)を本市に報告するものとする。

1 本事業の目的

(1) 本事業の目的

本市では、令和4年(2022年)12月に策定した「天明校区施設一体型義務教育学校 基本計画(以下「基本計画」という。)」に基づき、天明校区の小学校4校(中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校)と天明中学校を統合し、施設一体型義務教育学校の整備を行うこととした。

このような背景を踏まえ、本事業では、設計施工一括発注方式により実施することで、民間企業の参加を広く求め、本市の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 本市が民間事業者に対して特に期待すること

① 小中一貫教育に適した教育環境の整備

多様な学びのあり方に柔軟に対応できる環境の整備や、教職員同士の連携の促進、日常的な児童生徒の交流の機会の創出を目指す。

② 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

主体的に行動できる子どもを育む教育環境として、ICT の活用※による教育の質

の向上の実現、インクルーシブ教育システムの構築・性の多様性の尊重を実現するため、様々な人々にとって利用しやすい、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設を目指す。また、教職員が児童生徒に対して、効率的・効果的な教育活動を行うことができるよう、教職員の働く場としての機能向上を目指す。

※ICT 設備に関する整備は市で実施予定

③ 先進的・特色あるカリキュラム、教育課程の編成

ICT を活用し、主体的な学びを支援する場の整備。また、地域社会との協働による学びを推進していく施設を目指す。

④ 避難所機能を有した施設整備

地震・水害等の災害発生時に児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民も避難できる災害に強い施設を目指す。

⑤ 脱炭素社会に向けた取組推進

熊本連携中枢都市圏が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」においても再生可能エネルギーの利用促進や 省エネルギーの推進等を掲げていることから、本施設の整備・運営においても、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの徹底、ZEB(Net Zero Energy Building) 化に向けた取組等を通して、施設の脱炭素化を目指す。

建設時の初期費用を抑えるだけでなく、通常の利用における光熱費の縮減や、施設の維持管理や改修におけるメンテナンス・設備更新のしやすさに考慮し、ライフサイクルコストの縮減を意識した施設を目指す。

2 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③に掲げるものとする(以下、これらを総称して「本施設」という。)。

- ① 天明校区施設一体型義務教育学校施設(以下「新校舎」という。)
- ② 外構(グラウンド、スクールバス停留場、駐車スペース、駐輪場、中庭、植栽、フェンス、道路状拡幅等)
- ③ ①～②までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存中学校校舎等の解体・撤去(アスベスト対策※を含む。)を行うものとする。

※ アスベスト調査結果は「資料12 既存校舎等のアスベスト含有調査結果」を参照すること。

(2) 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB:Design Build)により実施する。

また、本事業とは別に、本施設に事業者(もしくは事業者のうち、PPA 事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業に係る契約を本市と事業者(もしくは事業者のうち、PPA 事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)で締結する予定である。

(3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

- ア 事前調査業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、土壤調査及び振動・騒音測定等)
- イ 本施設の設計業務(解体設計、外構、太陽光発電設備等含む)
- ウ 近隣対応業務
- エ 電波障害調査業務
- オ 本事業に伴う各種申請等の業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務(太陽光発電設備を除く)

- ア 建設業務
- イ 什器・備品等の調達・設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ 既存校舎等の解体・撤去業務(アスベスト対策を含む。)
- オ 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)
- カ 電波障害対策業務
- キ 事後調査業務(近隣調査等)
- ク 開校に必要な準備(現場見学会、完成見学会、パンフレット作成(3,000部)、施設に係る利用説明書等)
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) セルフモニタリングの実施

- ① 事業者は、本事業で実施する全ての業務の水準を維持し、改善するよう、各業務のセルフモニタリングを徹底するとともに、その結果を踏まえ、本事業全体のセルフモニタリングを実施すること。

- ② 事業者は、基本契約等の締結後、入札説明書等及びモニタリング基本計画を踏まえ、要求水準書等及び事業提案書等を基に、速やかに、設計、建設・工事監理の各段階のセルフモニタリング実施計画書を策定し、本市に提出して確認を受けること。
- ③ セルフモニタリング実施計画書では、要求水準書に規定する内容、事業提案書の内容及び本市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。なお、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
- ④ セルフモニタリングの内容については、協議の上設定するものとする。
- ⑤ 事業者は、四半期ごとに1回以上、本市にセルフモニタリング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告書には、以下の内容を記載すること。
- ・ セルフモニタリングの実施状況
 - ・ セルフモニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策
- ⑥ 事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。
- ・ 要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化(項目化)すること。
 - ・ 設計変更、要求水準の変更、本市からの指示による変更等の内容を反映すること。
 - ・ 一項目(全ての項目)毎に整合性(合致しているか否か)の判断結果を記載すること。
 - ・ 一項目(全ての項目)毎に整合性の判断の根拠が確認できる書類名、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容・実践内容等を記入すること。

(5) 事業スケジュール(予定)

本事業の事業スケジュール(予定)を次に示す。

表 1 事業スケジュール(予定)

設計建設工事請負契約締結	令和6年(2024年)3月
事業期間	契約締結日～令和11年(2029年)3月末日
設計期間	契約締結日～令和7年(2025年)3月末日まで
第1期建設工事期間 (既存武道場等解体、新校舎の建設)	令和7年(2025年)5月～令和9年(2027年)1月末日まで
引渡し日(第1期)	令和9年(2027年)1月末日まで
開校準備期間 (完成見学会、引越し、学校使用説明会含む)	令和9年(2027年)2月～令和9年(2027年)3月末日まで
供用開始日(第1期)	令和9年(2027年)4月1日まで
第2期建設工事期間 (既存施設等の解体・撤去、グラウンド・外構等の整備)	契約締結日～令和10年(2028年)7月末日まで
引渡し日(第2期)	令和10年(2028年)7月末日まで
供用開始日(第2期)	令和10年(2028年)8月1日まで

※本事業は国庫補助事業となるため、工事の着工時期が国庫補助の内定後となる

※事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする

3 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)のほか、次に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱及び基準(最新版)についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等(関連する政令、条例等を含む。)並びに関連する要綱及び基準(最新版)等(以下「関係法令等」という。)についても事業者の責任において調査を行うとともに、事業者は、各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行い、本事業の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

【法令、条例等】

- ① 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ② 都市計画法(昭和43年法律第100号)、
景観法(平成16年法律第110号)、
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- ③ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー新法)(平成18年法律第91号)
- ⑤ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)(平成17年法律第18号)
- ⑥ 学校教育法(昭和22年法律第26号)、
学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、
学校図書館法(昭和28年法律第185号)
- ⑦ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- ⑧ 水道法(昭和32年法律第177号)、
下水道法(昭和33年法律第79号)、
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、
騒音規制法(昭和43年法律第98号)、
振動規制法(昭和51年法律第64号)、
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)、
浄化槽法(昭和58年法律第43号)
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、
大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、
悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)(昭和45年法律第20号)
- ⑪ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ⑫ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネルギー法)(昭和54年法律第49号)、
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(建築物省エネ法)(平成27年法律第53号)
- ⑬ 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)
- ⑮ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)
- ⑯ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ⑰ 建設業法(昭和24年法律第100号)その他各種の建築資格関係法律及び労働

関係法律

- ⑯ 道路法(昭和27年法律第180号)、
道路交通法(昭和35年法律第105号)、
道路構造令(昭和45年政令第320号)、
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)、
道路の移動等円滑化整備ガイドライン(令和2年5月27日)
- ⑰ 測量法(昭和24年法律第188号)
- ㉑ 熊本市道路の構造の基準等を定める条例(平成24年12月26日条例第111号)
- ㉒ 熊本市建築基準条例(平成24年12月26日条例第127号)
- ㉓ 熊本市建築基準法施行細則(昭和46年4月1日規則第31号)
- ㉔ その他関連法令、条例等

【要綱、基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書
(建築工事編)(平成28年 国営整第301号)
- ② 公共建築工事標準仕様書
(電気設備工事編)(平成28年 国営設第185号)
- ③ 公共建築工事標準仕様書
(機械設備工事編)(平成28年 国営設第185号)
- ④ 公共建築木造工事標準仕様書(令和4年 国営木第16号)
- ⑤ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説(平成25年 国営整第197号 国営設第134号)
- ⑥ 建築構造設計基準及び参考資料(平成30年 国営整第25号)
- ⑦ 建築設計基準及び同解説(平成26年 国営整第245号)
- ⑧ 木造計画・設計基準及び参考資料(平成29 国営整第243 号)
- ⑨ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(平成25年 国営計第126号 国営整198号 国 営設第135号)
- ⑩ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成8年 建設省営計発第101号)
- ⑪ 官庁施設の環境保全性基準(平成23年 国営環第5号)
- ⑫ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成18年 国営整第157号 国営設 第163号)
- ⑬ 建築物解体工事共通仕様書(平成31年 国営建技第9号)
- ⑭ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑮ 建築設計業務等電子納品要領(平成30年 国営施第23号)
- ⑯ 建築工事設計図書作成基準(平成28年 国営整第62号)

- ⑯ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑰ 構内舗装・排水設計基準(平成27年 国営整第297号)
- ⑱ 擁壁設計標準図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑲ 敷地調査標準仕様書(平成23年 国営整第183号)
- ⑳ 建築設備計画基準、建築設備設計基準(平成27年 国営設第156号)
- ㉑ 建築設備工事設計図書作成基準(平成30年 国営設第157号)
- ㉒ 雨水利用・排水再利用設備計画基準(平成28年 国営設第216号)
- ㉓ 公共建築工事積算基準(平成15年 国営計第196号)
- ㉔ 公共建築工事標準単価積算基準(平成19年 国営計第145号)
- ㉕ 公共建築数量積算基準(平成15年 国営設第196号)
- ㉖ 公共建築設備数量積算基準(平成15年 国営計第196号)
- ㉗ 公共建築共通費積算基準(平成15年 国営計第196号)
- ㉘ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(平成15年 国営計第196号)
- ㉙ 公共建築設備工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成15年 国営計第196号)
- ㉚ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)(平成15年 国営計第196号)
- ㉛ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)(平成15年 国営計第196号)
- ㉜ 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ㉝ 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ㉞ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ㉟ 建築工事安全施工技術指針(平成7年 建設省営監発第13号)
- ㉠ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)(平成5年 建設省経建発第1号)
- ㉡ 建築工事における建設副産物マニュアル(平成18年 國土交通省)
- ㉢ 建築設備耐震設計・施工指針(令和3年 国営建技第 21 号)
- ㉣ 建築設備設計計算書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ㉤ 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年 國土交通省)
- ㉥ 小学校設置基準、中学校設置基準、小学校施設整備指針、
- ㉦ 中学校施設整備指針(平成4年 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)
- ㉧ 学校図書館施設基準(平成2年 全国学校図書館協議会制定)
- ㉨ 学校環境衛生基準(平成21年 学校保健安全法 第6条)
- ㉩ 公共測量作業規程の準則(平成20年 國土交通省告示第413号)
- ㉪ 土木構造物標準設計(国土交通省)(国土交通省(旧建設省制定))
- ㉫ 道路土工(要綱(昭和58年1月)/切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)/かべ工指針(昭和52年1月)/盛土工指針(平成22年4月)/擁壁工指針(昭和52年1月)/軟弱地盤対策工指針(昭和52年1月)/仮設構造物工指針(昭和52年1月))(日本道路協会)

- ④⁹ 道路構造令の解説と運用(昭和45年11月 日本道路協会)
- ⑤⁹ 舗装設計施工指針(日本道路協会)(平成13年12月)
- ⑥⁹ 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(日本道路協会)(令和3年5月)
- ⑦⁹ コンクリート標準示方書(平成14年3月)
- ⑧⁹ 防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例「日本河川協会」(平成19年9月)
- ⑨⁹ 雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編「雨水貯留浸透技術協会」(平成19年4月)
- ⑩⁹ 雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編「雨水貯留浸透技術協会」(平成19年7月)
- ⑪⁹ 流域貯留施設等技術指針(案)「雨水貯留浸透技術協会」(昭和61年)
- ⑫⁹ 屋外体育施設の建設指針(各種スポーツ施設の設計・施工)「(公財)日本体育施設協会 屋外体育施設部会」(平成24年5月)
- ⑬⁹ 遊具の安全に関する規準(日本公園施設業協会)(平成14年7月)
- ⑭⁹ 農業土木ハンドブック(農業土木学会)(平成12年7月)
- ⑮⁹ 熊本県内における確率降雨強度の算定「熊本県土木部河川課」(昭和52年7月)
- ⑯⁹ 測量業務共通仕様書(熊本市)(令和3年10月)
- ⑰⁹ 設計業務等共通仕様書(熊本市)(令和元年9月)
- ⑱⁹ 地質・土質調査業務共通仕様書(熊本市)(令和4年9月)
- ⑲⁹ 土木工事共通仕様書(熊本市)(令和4年9月)
- ⑳⁹ 土木工事施工管理基準(熊本県土木部)(平成31年4月1日)
- ㉑⁹ 熊本市市道認定基準要綱(熊本市)(昭和52年4月1日)
- ㉒⁹ 熊本県公共施設整備ガイドライン(平成15年2月)
- ㉓⁹ 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年3月16日条例第16号)
- ㉔⁹ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)(令和2年8月1日)
- ㉕⁹ 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年3月26日条例第16号)
- ㉖⁹ 熊本県公共事業等環境配慮システム要綱(平成10年3月3日)
- ㉗⁹ 熊本県景観計画(平成20年4月1日)
- ㉘⁹ 熊本県景観条例(昭和62年3月16日条例第7号)
- ㉙⁹ 公共事業等景観形成指針(熊本県)(平成20年4月1日)
- ㉚⁹ 熊本県環境基本条例(昭和62年条例第7号)
- ㉛⁹ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)(平成13年4月)
- ㉜⁹ 熊本市地下水保全条例(平成2年10月2日条例第52号)
- ㉝⁹ 熊本市市有建築物耐震対策基本方針(平成22年10月)
- ㉞⁹ 熊本市公共事業環境配慮指針(平成21年9月)
- ㉟⁹ 熊本市景観計画・景観条例(平成22年1月)

- ⑧① 熊本市公共サインガイドライン(令和3年3月)
- ⑧② 熊本市光のマスターplan(令和3年3月)
- ⑧③ 開発許可申請の手引き(熊本市)(令和5年4月)
- ⑧④ 熊本市建築物等木材利用促進基本方針(平成5年4月1日)
- ⑧⑤ 熊本市電子納品運用ガイドライン(建築編)(令和3年4月)
- ⑧⑥ 熊本市グリーン購入指針(平成14年3月)
- ⑧⑦ 熊本市工事監理要領(平成23年3月23日)
- ⑧⑧ 熊本市学校施設長寿命化計画(平成31年1月)
- ⑧⑨ 給水装置工事設計施工基準(熊本市上下水道局)(令和5年5月)
- ⑧⑩ 熊本市建築設計業務委託共通仕様書(令和2年3月)
- ⑧⑪ 熊本市建築工事監理業務委託共通仕様書(令和2年3月)
- ⑧⑫ その他関連要綱及び基準

5 事業予定地の諸条件

(1) 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 熊本市南区奥古閑町2146番地1
- ② 敷地面積 約22,867m²
- ③ 用途地域 市街化調整区域(建ぺい率40%、容積率80%)
法第34条11号指定区域(集落内開発制度指定区域)
- ④ その他地域地区 防火地域等:なし、高度地区:なし、
地区計画等:なし、建築協定:なし
- ⑤ 緑化面積 敷地面積の20%以上を目標とする
(「資料13 緑化面積の算定方法」を参照)
- ⑥ 埋蔵文化財包蔵地 なし
- ⑦ 都市計画法に基づく開発許可 法第33条の技術基準、法第34条の立地基準
への適合が必要
- ⑧ 接道状況
 - ・ 西側 奥古閑町第6号線(最小幅員3.8m/最大幅員6.8m)
 - ・ 南側 奥古閑町第7号線(最小幅員2.9m/最大幅員7.8m)
 - ・ 北側 奥古閑町第5号線(最小幅員3.3m/最大幅員6.1m)

※ 事業予定地の周辺道路の詳細については、「資料5 事業予定地周辺道路現況図」を参照すること。
- ⑨ インフラ
事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。詳細については「資料7 事業予

定地設備インフラ現況図」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。

インフラの引込にあたり負担金が必要となる場合は、本市が負担する。ただし、新校舎の配置計画により必要となる既設インフラの切り回しや移設等に関する費用は事業者が負担すること。

ア 給水

- 北側(奥古閑町第5号線)に配水管 DA ϕ 200、南側(奥古閑町第7号線)に配水管 VP ϕ 100がある。

イ 排水

- 汚水排水 現状、公共下水道なし(下水道処理区域内 整備予定あり)。
「閲覧資料4 下水道整備計画図」参照)

既存設備;単独浄化槽	100人槽 接触バッキ式	1式
	80人槽 平面酸化式	1式
	50人槽 接触バッキ式	1式

- 雨水排水 道路側溝へ排水。

ウ 都市ガス

- なし。

エ 電力

- 北側道路西寄りに電柱及び電線がある。

オ 通信

- 南側道路に NTT 柱及び電話線がある。

(2) 敷地条件

事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参考すること。

① 敷地の現況 「資料3 事業予定地位置図」

- 「資料4 事業予定地現況測量図」
- 「資料5 事業予定地周辺道路現況図」
- 「閲覧資料1 既存施設図面」

② 敷地の地質及び地盤

- 「資料6 事業予定地地盤資料」

(3) 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。

表2 本施設の概要

整備概要	想定面積等
[想定通常学級数(令和9年度)] <ul style="list-style-type: none"> ・前期課程:12学級(各学年2学級) ・後期課程: 6学級(各学年2学級) 	新校舎等:約11,000m ² (屋内面積とし、ピロティや吹きさらしの廊下などの屋外面積を除く。容積対象床面積とは異なる)
[想定児童生徒数(令和9年度)] <ul style="list-style-type: none"> ・前期課程:263名 ・後期課程:151名 令和6年4月小規模特認校制度導入により、児童生徒数の増加が見込まれる。	グラウンド:9,500m ² 以上 サブグラウンド:1,500m ² 以上 駐車スペース:60台以上 駐輪場:170台以上(生徒・来客用)
[想定職員数] <ul style="list-style-type: none"> ・50名 	

表3 本施設の諸室構成

エリア	室名
義務教育学校の特徴となる諸室等	少人数教室、児童育成クラブ(多目的室)、交流スペース、総合図書館(総合図書エリア)、地域連携室、更衣室、防災備蓄倉庫、多目的活動室
普通教室	通常学級、特別支援学級、通級指導教室
特別教室	理科室、理科準備室、図工・美術室、図工・美術準備室、技術室、技術準備室、家庭科室、家庭科準備室、音楽室、音楽準備室・楽器庫、カウンセリング室、カウンセラー室
管理諸室	職員室、校長室、事務室、会議室、放送室、保健室、生徒会室、教材・物品室、職員更衣室
体育施設	ステージ、大体育館、小体育館、器具庫、放送機器室、ミーティング室、玄関、更衣室、男女トイレ・バリアフリートイレ、武道場、プール
共用部分	昇降口、来客用玄関、児童生徒用トイレ、職員・来客用トイレ、バリアフリートイレ、配膳室・プラットフォーム、廊下、階段、エレベーター、その他
その他	体育倉庫、部室、屋外トイレ

(4) 既存施設の概要

既存施設の主な棟の概要は、次のとおりであり、全て解体工事の対象とする。既存建築物の配置については、「資料4 事業予定地現況測量図」、既存建築物の詳細については「閲覧資料1 既存施設図面」を参照すること。また、「閲覧資料2 図面のない既存施設及び工作物等」も解体工事の対象となるため、合わせて参照すること。

表4 敷地内の既存施設の概要

建物名称	竣工年	築後年数 (R5時点)	構造 ^{※1}	階数	延床面積 ※2
教室棟	—	—	—	—	1,353m ²
教室棟1	S38	60年	RC 造	2階	657m ²
教室棟2	S39	59年	RC 造	2階	696m ²
管理教室棟	S53	45年	RC 造	2階	1,909m ²
特別教室等	S53	45年	RC 造	2階	539m ²
給食配膳室	S53	45年	S 造	1階	31m ²
倉庫	S48	48年	CB 造	1階	20m ²
屋内運動場	H1	34年	RC 造	2階	1,133m ²
プール付属室	H3	32年	S 造	1階	88m ²
武道場	S45	53年	S 造	1階	494m ²
倉庫	H6	29年	CB 造	1階	13m ²
屋外トイレ	H7	28年	CB 造	1階	11m ²
部室	H14	21年	CB 造	1階	74m ²
体育倉庫	H16	19年	CB 造	1階	40m ²
合計					7,058m ²

※1 構造区分／RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨その他造、CB 造：コンクリートブロック造

※2 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

第2 設計業務

1 設計業務における基本的な考え方

(1) 共通事項

「資料20 熊本市学校施設標準仕様(建築編、電気設備編、機械設備編)」を参考とし、設計業務を実施するものとするが、「第1 1(2)本市が民間事業者に対して特に期待すること」の実現に向けた、事業者の創意工夫ある提案を期待する。

(2) 意匠計画の考え方

① 全体配置・動線

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮し、次の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。

なお、新校舎の概ねの場所は基本計画 P.32に示す配置を前提とするが、新校舎の具体的な形状、新校舎に至る各動線、グラウンドの形状等は提案によるものとする。先行解体が可能な既存施設は、武道場、部室、プール(付属室含む)のみとし、既存校舎で学校運用を行なながら新校舎を建設することができる配置計画とすること。

- (a) 学習環境の向上を図るため、採光、通風等に配慮すること。
- (b) 諸室の利用・管理区分や防犯性の確保に配慮しつつ、施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- (c) 規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行なうことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。なお、屋内施設は全て上履き利用とする。
- (d) 施設の維持管理及び運営を視野に入れた施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。1階諸室への搬出入に配慮した車両動線等の確保に留意すること。
- (e) 児童生徒の登下校時の動線、地域住民等が利用する区域へのアクセス、車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (f) 自然災害発生時や非常時の避難動線を考慮した計画とすること。
- (g) 北側道路沿いは、道路の反対側の境界線から6mまでの範囲について、道路状に拡幅すること。
- (h) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 騒音、振動、排気、夜間照明及び日影の影響等、近隣の住宅環境及び農

地の生育環境に十分配慮した計画とすること。

- (j) 敷地入口から各フロア・諸室までのバリアフリー動線を確保すること。なお、エレベーターについては、給食運搬動線を考慮する必要はないものとする。
- (k) 地域住民が利用する諸室の配置は、利用者が新校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるよう配慮すること。具体的には、地域開放を想定した動線管理(リングシャッター等による管理区分の徹底等)に配慮すること。
- (l) 将来の児童数・生徒数の変動、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品、ネットワーク機器、間仕切り変更等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。また、将来の学級数増加への対応として、通常学級及び特別支援学級以外の室を、通常学級及び特別支援学級のそれぞれに転用できる計画とすること。

② 施設規模、必要諸室及び什器・備品

ア 施設規模及び必要諸室

本事業に必要な諸室は、「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」のとおりとし、「第1総則 5事業予定地の諸条件 (3)整備対象施設の概要」に示した全体の延床面積については目安とするが、大きく上回らない計画(概ね±5%以内)とすること。また、諸室面積(「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に記載の1室面積及び合計面積)については、普通教室は最低基準とし、それ以外の室は-5%以上(上限の基準は設けない)とする。

イ 什器・備品

「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」に示した什器・備品を、調達及び配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品で、かつ施設と一体化するものは、原則として、建築工事に含めるものとする。什器・備品には角や端部のR処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

③ 仕上げ計画

ア 共通

仕上げ計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮し、清掃及び管理が実施しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、長期間使用可能で、耐久性のある仕上げとすること。

使用材料は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げ方法等の選定に当たっては、原則として「建築設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和元年)に記載されている項目の範囲を参考とすること。また、什器・備品を含め、JIS、JAS 規格の材料・製品を優先採用すること。

なお、高所部分の仕上げは、剥落のおそれのない材料を選定すること。

イ 外部仕上げ

建築物外部の仕上げは、次の点に留意すること。

- (a) 漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水措置を講じること。
特に、排水しにくい平屋根部分、設備配管等と周囲とのジョイント部分、各種シール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。特に、トップライト等の設置は漏水のおそれがあるため望ましくないが、やむを得ず設置する場合は、漏水が起こらないよう十分に配慮して計画すること。
- (b) ライフサイクルコストの縮小に配慮した仕上げとすることが望ましい。
- (c) 積雪、大雨や台風等による風水害に耐え得る構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。
- (d) 鳥類、鼠族及び昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。
- (e) 定礎板を設置すること。

ウ 内部仕上げ

建築物内部の仕上げ(天井、床、内壁、扉、窓等)は、次の点に留意すること。

- (a) 熊本市建築物等木材利用促進基本方針に基づき、内装材の木質化を積極的に行うこと。なお、使用する木材は、可能な限り県産材を利用するここと。
- (b) 壁・床の仕上げ材は、各種活動内容を考慮し適切に選定すること(耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等)。新校舎全体にわたり、壁は児童生徒の蹴破り等に耐えられる仕様とすること。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- (c) 移動間仕切り壁は、「資料17特別支援学級、通級指導教室、カウンセリング室・カウンセラー室イメージ図」に示す箇所を除き、可能な限り使用しないこと。なお、移動間仕切り壁を設置する場合、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫すること。)で、たわみや緩み等の経年劣化による不具合が生じにくく、かつ、防音性に優れたものとし、天井内に

ついても防音対策を行うこと。

④ サイン計画

サイン計画は、次の点に留意すること。なお、室名の表示内容等については、設計業務段階において本市に確認すること。

- (a) 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。
- (b) サインは、本施設の利用者が施設(外構及びその他の敷地への全ての動線を含む。)を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から認知が容易であるものとすること。
- (c) 施設の出入口及びエレベーターや階段の近傍などの分かりやすい位置にフロア案内サインを設置すること。1階には全フロアの案内サイン、そのほかの階には当該階の案内サインを設置すること。
- (d) 各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行い、室名称のサインは全ての部屋に設けること。
- (e) 普通教室のサインは、クラス配置の変更に対応できるよう着脱式の既製品とし、予備も見込むこと。
- (f) 突き出しサインを設置する場合は、衝突の危険がないよう設置高さに留意すること。また、破損、落下しない頑丈な仕様とすること。
- (g) 敷地内及び施設内部に、必要に応じ、注意書きの標識等を設置すること。
- (h) 建物外壁及び主要な敷地出入口には校名サインを設置すること。

⑤ 外構計画

外構計画は、次の点に留意すること。

- (a) グラウンドや新校舎のメンテナンス、実習材料の搬出入等、駐車スペース以外の車両動線にも留意した舗装とすること。
- (b) グラウンドや中庭等は、メンテナンス性を考慮した仕上げとすること。
- (c) 植栽計画は関係条例に適合することを前提とするが、新規に計画する樹木は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定し、落葉や枝張りで近隣に迷惑をかけない計画とすること。

⑥ 地域性・景観性

地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ、愛される景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、こどもたちや教職員、地域の誇りとなる「学び舎」として美しく親しみのあるデザインとすること。なお、自然換気のため窓には網戸を設置すること(廊下は網戸の落下防止策を講じること)。周辺環境への対応としては、本施設が住宅地や農地に近接していることを考

慮し、視覚的な圧迫感等を和らげ、周辺環境と調和する外観及び外構のデザインに配慮すること。

また、建設工事期間中も含めて、周辺への騒音や振動、日影、光害、臭気、視線等による影響を最大限抑制する計画とすること。

⑦ 脱炭素社会に向けた取組推進

学校施設における事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用し、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの徹底等を通して、施設の脱炭素化を目指すこととし、ZEB Oriented 以上を取得すること。

ただし、供用開始後の維持管理のしやすさ、メンテナンスや修繕等を含むランニングコストの低減に十分に配慮した計画とすること。また、児童生徒の環境教育への活用等、義務教育学校の特性を活かした教育活動へ貢献できる計画であることが望ましい。

なお、補助金等に関する申請は本市が行うものとし、事業者は申請に際して必要な書類作成等を支援すること。

(3) 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020年版建築物の構造関係技術基準解説書(2018年追補収録版)」(国土交通省住宅局建築指導課他編集)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年版)等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

① 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年版)の II 類とする。

② 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年版)の A 類とする。

③ 建築設備の耐震安全性の分類

本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年版)の乙類とする。

また、将来の間取り変更に柔軟に対応できるよう耐震壁の配置等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。

(4) 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和3年版)及び「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空気調和・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

① 共通

- (a) 諸室に必要な設備は「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」及び「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」を参照し、適切な設備を見込むこと。
- (b) 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した配置、空間を確保できる計画とすること。
- (c) 重要機器は浸水しない高さに設置するなど、あらゆる災害時に避難所として十全に機能するよう計画すること。
- (d) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (e) 設備機器の更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備及び配電盤内に電灯及び動力の予備回線を計画すること。特に、GIGA スクールの推進等を踏まえ、新校舎供用開始後も ICT 環境の強化、各種電子機器類の導入等に対応できるよう配慮すること。
- (f) 将来の設備更新・増加の可能性を踏まえ、PS、EPS の予備スペースや躯体の予備スリーブを確保すること。
- (g) 凍結防止対策を適切に講じること。
- (h) 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。
- (i) 照明・空調の集中管理パネルを職員室に設置し、一括管理ができるようにすること。
- (j) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- (k) 設計段階において、市が別途発注する情報通信設備、機械警備等との調整を十分に行い、計画に齟齬がないようにすること。
- (l) 全ての設備に関して避雷対策を講じること。

② 電気設備

ア 受変電設備

- (a) 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。

イ 電灯設備及びコンセント設備

- (a) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用

照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。

- (b) 照明器具は、原則として全て LED 照明とし、容易に交換ができるよう配慮すること。入手困難な電球、電池等を使用しないこと。
- (c) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- (d) 人感センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。ただし、昼光を利用した教室等の照明制御は導入しない。
- (e) 点滅の細分化を行うなど、間引き点灯が可能な計画とすること。
- (f) 照明器具には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。
- (g) 照明設備は職員室から遠方発停制御が可能であること。
- (h) 停電時等に外部電源が接続できるよう、外壁等に接続盤を設置すること。

ウ 情報通信設備

- (a) 情報通信のネットワーク対象施設(「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」及び「閲覧資料3 市内先行事例情報通信設備参考図」参照)において、有線 LAN 用の配管配線及び情報コンセントを設けること。なお、スイッチング HUB については、各室内に設置するものは本事業に含むものとし、本市で事前設定を行い、端子盤等に設置するものは別途支給品とする。アクセスポイントを設けて無線 LAN(Wi-Fi ルーターを含む。)が利用できるよう空配管を整備すること(配線含めて機器指定となるため、ネットワークの敷設は市側で行う)。また、「閲覧資料3 市内先行事例情報通信設備参考図」と同様の工事区分かつ同等以上の仕様とすること。なお、配線仕様は、提案時点の最新のもので計画すること。
- (b) ネットワーク技術の進歩に対応した配線交換が容易な設備を設置すること。
- (c) 本市の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管工事を行うこと(将来的な OA 拡充にも対応可能なよう整備すること)。
- (d) 一般の通信ネットワークへ接続可能な配管工事を行うこと。

エ 誘導支援

- (a) 「資料20 熊本市学校施設標準仕様(建築編、電気設備編、機械設備編)」に示す呼出用設備を設置すること。

オ 電話設備、校内放送設備及びテレビ受信設備

- (a) 電話設備(8回線)、校内放送設備及びテレビ放送受信設備の設置並びに配管配線工事を適切に行うこと。

- (b) 「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」において示す諸室に電話機を設置すること(内外線の別も当該リスト参照)。事務室の電話機は、停電用電話機とすること。なお、職員室及びカウンセリング室の電話機は留守番電話機能及び録音機能付きが望ましい。
- (c) 校内放送設備は、職員室及び放送室から新校舎内、屋内運動場内及びグラウンドに放送可能な設備を整備すること。
- (d) 屋内運動場、グラウンド、プールに「資料20 熊本市学校施設標準仕様(建築編、電気設備編、機械設備編)」に応じた音響設備を設置すること。
- (e) 各教室ごとに加え、前期・後期・共用の各階で放送を流すエリアを区分すること。具体的な校内放送内容とエリアの考え方(始業・終業等のチャイム等)については、設計時に本市と協議のこと。

力 太陽光発電設備

- (a) 太陽光発電設備(別途工事)を最大限設置できるように、本事業において太陽光発電設備用の基礎を設けること。なお、本事業とは別に、本施設に事業者自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業に係る契約を本市と事業者(もしくは事業者のうち、PPA 事業実施に係る企業)で締結する予定である。
- (b) 太陽光発電設備は、景観等に配慮して設置場所等を計画すること。
- (c) 夜間及び災害時に避難所として利用する室への電力供給を行うことが可能な太陽光発電設備、及び蓄電システムを設置すること。なお、災害時における電力供給の想定範囲については、「資料21 災害発生時における太陽光発電設備(蓄電池含む)の電力供給範囲の想定」に示すとおりとする。

③ 空調換気設備

ア 空調設備

- (a) 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- (b) 各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- (c) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

イ 換気設備

- (a) 各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、

シックスクール対応に十分配慮すること。

- (b) 各居室においては、感染症の拡大防止等に配慮した十分な換気回数を確保すること。
- (c) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとすること。

ウ 自動制御設備

- (a) 空調設備及び換気設備は、職員室から遠方発停制御が可能であること。

④ 給排水衛生設備

ア 給水設備及び給湯設備

- (a) 防災対策として、貯水機能付給水管を設置すること。また、貯水タンクはフェンス等で囲うこと。
- (b) 原則として、給水設備及び給湯設備は「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- (c) 環境に配慮し、トイレ排水及び屋内消火設備の給水は雨水を再利用した中水を利用すること。
- (d) 加入金及びその他手数料の支払いも本事業に含むこと。

イ 排水設備

- (a) 汚水及び雑排水は、浄化槽を設置し、適切に処理すること。なお、本施設の供用開始後に敷地北側に下水道整備が予定されているため、将来の下水道本管への接続を考慮した計画とすること。また、浄化槽は地上設置とし、容易に除却できるよう配置すること。
- (b) 必要に応じて、グリーストラップの阻集器を設けること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
- (c) 水泳プール槽の排水についても、下水道整備後の接続を考慮した計画とすること。

ウ 衛生設備等

- (a) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- (b) 衛生器具類は、さまざまな年齢の児童生徒にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。
- (c) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。

(5) 防災安全計画の考え方

① 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。また、火災発生時の避難安全対策にも配慮すること。

このほか、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所の設置は、提案により有効性が認められる場合には可とするが、設置する場合は安全柵やネット等を設け、十分な安全性を確保すること。ガラス面は、窓の落下防止対策の実施や、強化ガラスを採用すること等により安全性を確保すること。また、設置場所に応じて、飛散防止フィルムを設置すること。

トイレ・階段の手すりや誘導ブロックを関係法令に則り適切に設けること。

消防水利にプール水を使用するものとし、採水口位置(熊本市消防局協議)や導水管の構造、材質、強度に留意すること。水槽清掃時の水抜きを設けること。

高潮等の水害時における地域住民の屋上への緊急避難を想定した屋外階段を設置すること。なお、災害時の当屋外階段の施開錠の方法については、本施設内に学校関係者など誰もいない場合でも開錠できるよう、地域住民の避難に配慮して計画すること。

② 災害時対応

屋内運動場、武道場及び普通教室の一部、災害発生時における避難所としての利用を想定すること。また、屋内運動場に災害時優先電話を設置するための空配管を敷設すること。

なお、事業予定地の浸水想定高さを踏まえ、各階に配置する諸室や床レベルの設定、ゾーニング・動線計画(避難動線の確保、避難所活用時における安全面やセキュリティへの配慮、学校再開時の教育環境の確保等)等について、過去の災害から得られた知見等を十分に踏まえた上で、提案すること。

③ 保安警備の充実

警備システムは、機械警備(別途工事)を基本とし、空配管を敷設すること。なお、機械警備システムは、屋内運動場等の地域開放利用を考慮して計画すること。機械警備システムは、学校施設と児童育成クラブを独立させ、別々に運用ができるようすること。機械警備センサーの取り付けを想定している室は、「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を参照すること(機械警備システムは市側で別途契約し設置する)。

また、児童生徒の登下校門(2箇所を想定)に防犯カメラを設置し、モニターによる一元管理を行うこととし、モニターの設置場所は職員室とすること。防犯カメラの仕様は「資料15 防犯カメラ仕様書」を参照すること。

なお、防犯カメラや機械警備だけでなく、管理諸室からの視認性確保等、施設の保安管理に留意した計画を提案すること。扉・窓(内部含む)については錠を設置すること。

(6) 地域開放とセキュリティの確保

本施設は、『地域に開かれた学校』を目指しており、積極的に地域開放を行うことを想定している。そのため、地域開放を行う諸室(「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」及び下表を参照)に関しては、動線・管理区分に配慮した配置とするなど、開放時の防犯性やセキュリティを十分に確保し、積極的な地域開放とセキュリティ確保の両立を実現できる計画とすること。また、グラウンドの夜間開放は行わない。

		地域開放エリア	共用エリア①	共用エリア②
開放時間(想定)		平日(夜間除く)	平日及び休日	平日(夜間除く)
		学校の授業中を含む	学校が使用していない時間	学校が使用していない時間
1	地域連携室 (スペース)	○ (専用の出入口を設置)		
2	屋内運動場 武道場 体育施設用トイレ		○	
3	多目的活動室			○
4	音楽室 図工・美術室 家庭科室			○
5	総合図書館 (総合図書エリア) ※1			○
6	児童育成クラブ (多目的室)※2	—	—	—

※1 より良い教育環境の実現を期待しているため、学校と動線やセキュリティの区画ができる場合、総合図書館(総合図書エリア)は地域開放をしなくてよいものとする。

※2 児童育成クラブは、地域開放は実施しないが、セキュリティ区画が成立する計画とすること。

※3 事業者の提案により変更も可。詳細は協議による。

※4 各所室の施錠については、以下のように想定している。

- ・職員室、事務室、校長室、保健室、理科室は個別の施錠管理を行う
- ・児童育成クラブが使用する場合は、児童育成クラブが最終的に施錠を行う
- ・部活動で使用する場合は、地域又は学校が最終的に施錠を行う

2 設計業務対象施設に係る要件

(1) 全体配置・動線

① 配置・動線計画

- (a) 新校舎は事業予定地の東側に配置し、事業予定地の西側はグラウンドとする。グラウンドの一部は事業予定地の西側の既存校舎等を解体・撤去した上で整備することとなるが、新校舎完成後極力速やかにグラウンドについても全面供用開始できるよう工夫して配置計画・工程計画を行うこと。
- (b) 近隣への日影・圧迫感・騒音・振動・砂塵・視線等の影響に配慮した建物配置とすること。特に住宅が近接する西側・南側への騒音・振動・視線、及び農地が近接する北側・東側への日影に配慮すること。
- (c) 昇降口は原則として1ヶ所とするが、児童生徒の混雑緩和に配慮した計画とすること。
- (d) 屋内運動場、武道場及び児童育成クラブは、新校舎と合築とする。
- (e) 敷地出入口は、歩行者は南側道路、車両は北側道路からのアプローチを主とすること。ただし、児童生徒の安全に配慮し歩行者用の門と、自転車通学者の門、車両用の門は別とすること。
- (f) 来客・地域開放玄関への動線に配慮した駐車スペースの配置とすること。
- (g) 屋内運動場は浸水時の避難所利用を想定し、2階以上に設置すること。また、地域開放を想定した配置・動線計画とすること。
- (h) 地域開放を行う諸室に関しては、動線・管理区分に配慮した配置とするなど、開放時の防犯性やセキュリティを十分に確保した計画とすること。
- (i) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、1教室以上の面積を有する居室には、廊下への出入口を複数設けること。また、日常の安全性、セキュリティに配慮すること。
- (j) 将来の児童生徒数の変動や通常学級及び特別支援学級の学級数の増加等を見据え、学級数の変動への柔軟な対応や改修による他用途との複合化等、予測される変化に対して可能な限りフレキシビリティの高い施設計画の提案を期待する。
- (k) 施設の内外にわたり、ユニバーサルデザインに配慮し、低学年児童から高齢者まで誰もが利用しやすい施設とすること。

(2) 諸室ごとの要件

① 共通事項

共用部分等に、児童生徒が自主的に学習したり、児童生徒や教職員が打合せをしたりするスペースを確保し、諸室との位置関係やテーブル、ベンチ等の什器の設置など、児童生徒の多様な活動に利用できる設えを提案すること。学齢に応じて空間の大きさや開閉度、色彩・仕上を変える、児童生徒が状況に応じて選べるように

性格の異なるスペースを設置するなど、多様な交流が育まれるよう、効果的な提案を期待する。

合わせて、共用部分を隣接する普通教室等と一体的に利用可能な設えとして、限られた面積を教育活動に有効に活用できる計画としたり、壁面は部分的にホワイトボード仕上げとし多様な学びを創出したりするなど、諸室や共用部等の枠組みに捉われない柔軟な発想による提案を期待する。

② 義務教育学校の特徴となる諸室等

ア 少人数教室

- (a) 教室と廊下の壁を無くし、オープンスペース(エリア)として計画することを可とする。その場合、児童生徒が授業に集中できるよう配慮すること。
- (b) 個別学習・グループ学習等の様々な学習形態に活用できる利便性の高い空間とすること。
- (c) 前期課程、後期課程のそれぞれに設置し、可能な限りどの学年からも使いやすい位置に配置すること。
- (d) 通常学級から利用しやすい位置に配置すること。
- (e) 黒板又はホワイトボード、児童生徒用ロッカー、掃除用具入れ、教師用戸棚を設けること。
- (f) ホワイトボードは UD スライダー式、アルミ枠ホーロー板(暗線入り)とする。

イ 児童育成クラブ(多目的室)

a 共通

- (a) 新校舎内に整備することとし、別棟は不可とする。ただし、学校と児童育成クラブの管理区分が明確なゾーニングとすること。
- (b) 1階に配置し、屋外から直接出入りできる計画とすること。車での迎えを考慮し駐車スペース近傍に出入口を設けること。
- (c) 50名程度が同時利用できる2室を計画とすること。
- (d) 規模は各室 82.5 m^2 以上の面積を確保すること(児童一人当たり 1.65 m^2 以上)。
- (e) 各室は内部から出入りできるよう、施錠可能な引き違い扉を設けること。
- (f) 各室に50名分の鞄棚(W440mm × H320mm × D400mm 程度/台)
及び靴棚を設けること。
- (g) 各室には、静養スペース(2.5 m^2 程度)を設け、活動スペースとカーテン等で仕切れる計画とすること。
- (h) 掲示板、掃除用具入れを玄関に近い位置に設置すること。
- (i) クッション性及び底冷え対策を考慮した床仕様とすること。

- (j) 壁面の上部全面に掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)を設置すること。
- (k) 窓は掃き出し窓とすること。
- (l) 児童育成クラブとして使用する放課後以外の時間帯は、集会や発表会などの学校活動で利用できる多目的室として共用するため、活動の妨げとなる独立柱や床段差は可能な限り設けない計画とすること。
- (m) 児童育成クラブの利用児童が総合図書館(総合図書エリア)を利用しやすいゾーニングとすること。
- (n) 機械警備はその他の学校施設とエリアを区分できるよう、空配管を敷設すること。

b 玄関

- (a) 児童育成クラブ専用の玄関とする。可能な限りグラウンドに面した場所に配置すること。
- (b) 各室に50名分程度の靴棚を設置すること(1足ごとの仕切りは不要)。また大人数での出入りを考慮し、ゆとりあるスペースを確保すること。
- (c) 玄関前には庇及び屋外照明(タイマーもしくは人感センサーによる制御)を設けること。
- (d) 児童育成クラブ(多目的室)までに段差が生じる場合は、スロープ及び手摺等を設け、バリアフリーとすること。
- (e) 玄関扉は引違いとすること。

c 給湯室・ロッカールーム

- (a) 児童育成クラブ(多目的室)の一角に、給湯室を設け、また、直接出入りできる施錠可能な引き違い扉を設けた給湯室を設置すること。
- (b) 給湯室は、おやつ収納棚、IH コンロのキッチン(間口150cm×奥行50cm程度)を設けること。給湯室内に冷凍冷蔵庫500L サイズが設置可能なスペースを設けること。
- (c) 職員のロッカールームとして12m²程度のスペースを設け施錠可能とすること。

d 倉庫

- (a) 児童育成クラブ(多目的室)から直接備品を出し入れできる配置とすること。
- (b) 児童育成クラブ(多目的室)で使用する備品を収納するため10m²程度の広さとすること。
- (c) 出入口は施錠可能な仕様とすること。

e トイレ

- (a) 各室、利用者専用のトイレとし、男女別及びバリアフリートイレを設けること。学校施設と共に用でも可だが、学校休業日でも利用しやすい配置とすること。
- (b) 児童育成クラブ(多目的室)専用とする場合は、女子は大便器2個、男子は大便器2個とする。
- (c) 児童育成クラブ(多目的室)専用とする場合は、男女トイレ内には洗面台を設置せず、トイレ付近に4口程度の手洗い場を設置すること。蛇口はレバー式万能水栓とする。

ウ 交流スペース

- (a) どの各学年からも利用しやすい配置とすること。
- (b) 文部科学省の国庫補助制度における「新世代型学習空間」を想定した計画とすること。
- (c) 交流スペースは、総合図書館(総合図書エリア)、廊下、階段、ティーチャーズステーション、その他の共用部、諸室等と共に用する計画も可能とする。

エ 総合図書館(総合図書エリア)

- (a) 総合図書館(総合図書エリア)は、廊下、階段、交流スペース、ティーチャーズステーション、その他の共用部、諸室等と共に用する計画も可能とする。
- (b) どの学年の児童生徒も気軽に立ち寄りやすい位置に配置すること。また、児童生徒がともに利用する学習・交流拠点として学校の中心的な位置に配置すること。
- (c) 読書・学習・情報のセンターとして主体的な学びに対応できるよう、ICTを含む多様なリソースを活用し、調べる、まとめる、発表する等の学習が行える場所として整備すること。
- (d) 複数人でのグループ学習や調べ学習及び発表、個人での静かな読書や自習等が可能なスペース、リラックススペースなど、自由な形での学びや調べ学習ができる仕様とすること。
- (e) 各スペースや動線、床仕上等は、車いすを使用する児童生徒にも配慮した計画とすること。
- (f) 出入口近傍に、手洗い流し(蛇口1口)を設置すること。
- (g) 総合図書館(総合図書エリア)は、書架、閲覧机1クラス分(9×4人程度のグループ学習で利用可能な仕様とすること)、衝立付きのカウンター席等の個別学習が可能なスペース、掃除用具入れを設けること。また、読書のためのベンチや床座スペースなどを適宜設けること。
- (h) 発表スペースには天吊り仕様のプロジェクターを1台設置し、机と椅子を

設置すること。

- (i) 壁面は部分的にホワイトボード仕上げとするなど、多様な学びを創出する計画を提案すること。また、壁面の一部は、調べた情報等をプロジェクターから映写できるような仕様とすること。
- (j) 総合図書館(総合図書エリア)内に書籍の整理等を行うための総合図書準備室を設けること。総合図書準備室は書架及び収納棚を設けること。
- (k) 書架は蔵書27,300冊を収藏できる計画とすること。書架は、学齢に応じて児童生徒自らが本を手に取れる高さを原則とし、特に低学年用のエリアは大人が全体を見通せる高さとすること。合わせて、地震発生時の転倒や書籍の飛び出し防止等、適切に耐震対策を施すこと。
- (l) 総合図書館(総合図書エリア)内は児童生徒のエリアを区分し、総合図書館(総合図書エリア)全体を見渡せるよう中心付近に図書カウンター設けること。
- (m) 死角ができないよう留意した書架配置とすること。
- (n) 総合図書館(総合図書エリア)周辺の廊下に掲示や書架展示スペースを設けるなど、児童生徒が図書に親しめるよう工夫すること。
- (o) 書籍の保護のため、湿気や日焼けに配慮すること。
- (p) 各種情報機器の設置部分は、フリーアクセスフロアとすること。
- (q) 教師用 PC1台、プリンター2台の同時利用が可能な計画とすること。教師用と本の貸し出し用として、それぞれ LAN ケーブルの差込口を2つずつ設置すること。
- (r) 紫外線対策として、必要に応じてカーテン又はロールブラインド(UVカット仕様)を設置すること。
- (s) 机は配線等ケーブルを通す穴あき仕様とすること。
- (t) 総合図書館(総合図書エリア)の書架、閲覧机、収納棚・椅子、ベンチ等の整備は事業に含めることとし、様々な学びを創出する空間と一体的に提案すること。

才 地域連携室

- (a) 地域開放玄関に隣接して設け、地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分に配慮した配置とすること。
- (b) 外部からの訪問者が直接出入りできるよう、地域連携室専用の玄関を設けること。また、新校舎側内部との出入り口も設けることとするが、外部からの訪問者が容易に新校舎内部に侵入できないようセキュリティを確保すること。
- (c) 日常的なPTA等と教職員の連携やセキュリティに配慮し、管理諸室に近接した配置とすること。

(d) ホワイトボード、掃除用具入れを設けること。

力 更衣室

- (a) 男女別に設ける。各更衣室に40人分の児童生徒用棚を設けること。
- (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (c) 更衣室前には2クラス分の靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。
- (d) 更衣室は、避難住民の利用を想定しているため、避難所利用した場合の動線・管理区分に配慮した配置とすること。

キ 防災備蓄倉庫

- (a) 浸水対策のため2階以上に配置するものとし、屋内運動場に隣接し直接出入りできるようにすること。また、物資の移動が容易なように階段・エレベーターの近傍、かつ駐車スペース等から搬入出しやすい配置とすること。
- (b) 防災備品や備蓄品が収納できる収納棚を設けること。なお、収納予定の備蓄品及び収納棚は「資料16（参考）防災備蓄倉庫収納品」に示す収納品を参考とすること。

ク 多目的活動室

- (a) 各教科の学習内容の発表会、合唱や楽器の演奏による発表会、日常生活における学年集会や、部活動等におけるミーティング等に活用することを想定したスペースとして整備すること。
- (b) 全学年が利用しやすい配置とともに、地域開放により地域住民が使用することも可能な計画すること。
- (c) 各学年の児童生徒が利用しやすい位置に配置すること。
- (d) 掃除用具入れ、収納棚を設けること。

③ 普通教室

ア 共通

- (a) 良好な採光を確保すること。

イ 通常学級

- (a) 各学年まとまりのある配置とし、手洗いを学年ごとに設けること。またトイレも各階適切な位置に設置すること。なお、6-3 制や 4-3-2 制、5-4 制などの学年段階の区切りについては、今後検討を行っていく。
- (b) 特別教室や屋内運動場等への動線は、可能な限り他学年の教室前を通りない動線とすること。

- (c) 教室と廊下の壁を無くし、廊下等を拡張したオープンスペースを教室と一緒に利用できる計画(以下「オープンスペース型教室」という。)も可とする。学習内容や学習単位(人数)、気候等に応じて、教職員や児童生徒自らフレキシブルに空間を最適なかたちに可変できる提案を期待する。引き戸や什器等、可変手段は提案によるものとするが、学齢を考慮した安全性、耐久性等に十分に配慮した計画とすること。また、吸音による適切な音環境の整備、空調を使用する季節の空調効率など、オープンスペース型教室でも快適で落ち着いた学習環境となるよう配慮すること。なお、什器で仕切る等の提案を行う場合は、当該什器を本事業に含めるものとして提案すること。
- (d) 児童生徒間の体格差等の安全性に配慮すること。
- (e) 各学年の通常学級付近に少人数教室及び交流スペースを配置し、多様な授業や交流活動に対応できるように計画すること。
- (f) 黒板又はホワイトボード、児童生徒用ロッカー、掃除用具入れ、教師用戸棚を設けること。
- (g) 児童用ロッカーは各教室内に35人分以上設置するものとし、ランドセルだけでなく教科書等の置き勉強道具(いわゆる置き勉)・絵具・習字・鍵盤ハーモニカ等の実習道具も適切に収納できるよう余裕のある仕様とすること。いわゆる置き勉対応としては、各教室内に設置するロッカーに加えて、別途、各教室近傍に設けることも可とする。
- (h) 生徒用ロッカーは各教室に35人分以上設置すること。設置箇所は、各教室内に限らず、各教室近傍に設けることも可とする。また、学習道具や部活動道具を適切に収納できるよう余裕のある仕様とすること。
- (i) ホワイトボードはUDスライダー式、アルミ枠ホーロー板(暗線入り)とする。
- (j) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- (k) オープンスペース型教室でも十分な掲示スペースが確保できるよう工夫すること。

ウ 特別支援学級

- (a) 特別支援学級は6学級を設置すること。
- (b) オープンスペース型教室とはしない。刺激に敏感な児童生徒が利用する可能性もあるため、音や臭いの刺激が極力少なくなるよう配慮すること臭いを発する部屋と隣接させない、など)。室内イメージは「資料17 特別支援学級、通級指導教室、カウンセリング室・カウンセラー室イメージ図」を参照すること。
- (c) 落ち着いた環境でインクルーシブ教育の推進に配慮し、通常学級に近い

位置に配置すること。

- (d) 普通学級の児童生徒や特別支援学級の児童生徒同士が交流を図ることができるように配置すること。
- (e) 1階または2階に配置すること。なお、1階に設置することが望ましい。
- (f) 保護者等の送迎に配慮し、駐車スペースからアクセスしやすい配置とすること。
- (g) 特別支援学級用のトイレ(バリアフリートイレ含む)を近傍に設けること。
- (h) 出入口付近に、うがい等で使用できる手洗いを設置すること。
- (i) 更衣やクールダウンができるよう、カーテン等で仕切られたコーナーを各教室内に設置すること。
- (j) 各教室内に、黒板又はホワイトボード、児童生徒用ロッカー16人分、障がいの特性に対応した教材を収納するための整理棚、手洗い流し(蛇口2口程度)、掃除用具入れを設けること。なお、掃除用具入れは指挟み防止器具を付ける等、安全に配慮すること。
- (k) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。

工 通級指導教室

- (a) オープンスペース型教室とはしない。刺激に敏感な児童生徒が利用する可能性もあるため、音や臭いの刺激が極力少なくなるよう配慮すること(廊下を他学年が通り抜けない配置にする、臭いを発する部屋と隣接させない、など)。
- (b) 室内イメージは「資料17 特別支援学級、通級指導教室、カウンセリング室・カウンセラー室イメージ図」を参照すること。また、言語通級教室は防音性のある室とすること。
- (c) 出入口付近に、うがい等で使用できる手洗いを設置すること。
- (d) 通級指導教室は、校内からも校外からも出入りしやすいよう配置すること。
- (e) 送迎の動線に近い低層階に配置すること。2階以上に配置する場合は、専用動線として使用できる階段及びバルコニーを設置すること。
- (f) 保護者等の送迎に配慮し、駐車スペースからアクセスしやすい配置とすること。
- (g) ホワイトボード、整理棚を設けること。

④ 特別教室

ア 理科室・理科準備室(前期課程・後期課程)

- (a) 理科室にはガスコック、流し、コンセント付きの実習台を教師用1台及び児童生徒用8台を設けること。また、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面

掲示クロス仕上げ)、教材収納用の収納棚、流し台(蛇口5口程度※実習台の流しとは別)、掃除用具入れを設けること。

- (b) 理科準備室には、教材収納用の収納棚、薬品庫・薬品戸棚、流し台・作業台(蛇口2口程度)、実験準備台、管理用のガス元栓を設けること。
- (c) 薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面や家具天板の素材及び換気に十分配慮した計画とすることとし、理科室、理科準備室は、換気扇を設置すること。
- (d) 収納棚は実験器具を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
- (e) 教師用及び児童生徒の実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから同時に使ってもブレーカーが落ちにくいやう留意すること。
- (f) すべての窓と扉(廊下側含む)にカーテンだけでなく、暗幕も設置すること。
- (g) 理科準備室は、理科室2室で共用できる計画とすること。

イ 図工・美術室 図工・美術準備室

- (a) 図工室と美術室は共用で1室とする。児童生徒の体格差に配慮し、什器等の選定を行うこと。
- (b) 図工・美術室は、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、教師用実習台1台、美術用机40台、流し台(蛇口12口程度)、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (c) 図工・美術準備室は教材収納用の収納棚、流し台(蛇口2口程度。)を設けること。
- (d) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (e) 臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

ウ 技術室・技術準備室

- (a) 技術室は、木工・金工兼用とする。
- (b) 技術室は、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、コンセント付きの教師用実習台1台、コンセント付きの生徒用実習台8台、作業台、流し台(蛇口8口程度)、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (c) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (d) 臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (e) 技術準備室は教材収納用の収納棚、流し台(蛇口2口程度)を設けること。

- (f) 教室内の壁側に、作業台を設けること。
- (g) 壁面に糸のこ盤等の工作機器10台用のコンセントを設けること。

工 家庭科室・家庭科準備室

- (a) 家庭科室は、調理・被服兼用とする。児童生徒の体格差に配慮し、什器等の選定を行うこと。
- (b) 家庭科室は、ホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、流し・コンロ・コンセント付きの調理被服兼用実習台を教師用1台、児童生徒用8台、収納棚、掃除用具入れ、流し台(蛇口2口程度)を設けること。実習台の流し及びコンロは蓋つきとすること。調理被服兼用実習台は、衛生面に配慮した仕様とすること。壁際に棚(ミシンを収納)と簡易な作業台(ミシンの作業ができる)を設けること。
- (c) 家庭科準備室は、教材収納用の収納棚を設けること。
- (d) 1室でミシン20台及びアイロン10台が同時利用可能な計画とすること。
- (e) 家庭科準備室には管理用のガス元栓を設けること。
- (f) 教師用及び児童生徒の調理被服兼用実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから同時に使ってもブレーカーが落ちないよう留意すること。
 - (a) 収納棚は食器や調理器具、裁縫用の材料等を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
 - (b) 家庭科室に洗濯機置き場及び冷蔵庫置き場、家庭科準備室内に冷蔵庫置き場を設けること。
 - (c) 衛生面に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。

才 音楽室・音楽準備室・楽器庫

- (a) 音楽室は、良好な音響空間を整備するとともに、近隣や他授業に影響がないよう防音性能を確保すること。可能な限り近隣住宅等に対する影響の小さい位置に配置すること。
- (b) 行事等での屋外への楽器の運搬に配慮した計画とすること。
- (c) 音楽室には、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納棚、掃除用具入れ、流し台(洗面器3台)を設けること。
- (d) 音楽準備室は、楽器等を十分余裕をもって収納できる収納棚を設けること。特に大型楽器の収納に配慮すること。

力 カウンセリング室

- (a) プライバシーに配慮した配置とし、施錠可能で、管理諸室の近傍に配置す

ることが望ましい。

- (b) カウンセリング室は、遮音性能を確保すること。カウンセリング室には出入口を2カ所設けること。その内の1カ所はカウンセラー室への出入を可能とする。
- (c) 室内イメージは「資料17 特別支援学級、通級指導教室、カウンセラー室・カウンセラー室イメージ図」を参照すること。
- (d) カウンセリング室内にホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、児童生徒用ロッカー4人分、掃除用具入れを設けること。
- (e) カウンセリング室にはディスプレイ付きの外線電話を設けること。
- (f) 個人情報を収納できる鍵のかかる収納棚をカウンセリング室に設けること。

キ カウンセラー室

- (a) プライバシーに配慮した配置とし、施錠可能で、管理諸室の近傍に配置することが望ましい。
- (b) カウンセラー室は、遮音性能を確保すること。カウンセラー室には出入口を2カ所設けること。その内の1カ所はカウンセリング室への出入を可能とする。
- (c) 室内イメージ図は「資料17 特別支援学級、通級指導教室、カウンセラー室・カウンセラー室イメージ図」を参照すること。
- (d) カウンセラー室内にホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、児童生徒用ロッカー2人分を設けること。
- (e) 個人情報を収納できる鍵のかかる収納棚をカウンセラー室に設けること。

⑤ 管理諸室

ア 共通

- (a) 教職員が管理、来訪者対応、資料整理等を行うに当たり、各諸室を効率的に移動できるよう配慮して計画すること。
- (b) 新校舎内外への視認性を確保するとともに、必要に応じてプライバシーにも適切に配慮した計画とすること。

イ 職員室

- (a) グラウンドや外部からの来校動線部分、児童生徒の登下校の様子等を見通すことができ、校内各所に迅速かつ便利に移動できるよう、その配置及び動線に配慮すること。
- (b) 教職員同士がリラックスでき、相談や談話等の多目的な利用が可能なスペースを設けること。
- (c) 児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うこと

ができる空間を室内又は周辺に確保することが望ましい。なお、情報セキュリティ管理の観点から、児童生徒が使用するエリアと、教職員のみが使用するエリアを明確に区画すること。

- (d) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (e) 職員室は行事予定記入用のホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、教師用の収納棚、共用の収納棚、洗面台、掃除用具入れを設けること。
- (f) 職員室から新校舎内へ放送が可能な計画とすること。
- (g) 大型モニター(65型)を壁面に2台設置すること。

ウ 印刷室

- (a) 印刷室はコピー機4台、シュレッダー2台、裁断機1台、軽印刷機2台、拡大機1台を設置できるスペース及びコンセントを設けること。また、作業机、用紙保管用のラックを設けること。また、複合機は、職員室に設けること。

エ 給湯コーナー

- (a) 職員室内及び事務室内の一部に配置すること。
- (b) 給湯コーナーには食器棚、キッチンを設け、冷蔵庫置き場を2台分設けること。また、給湯設備は電気温水式とすること。

オ 校長室

- (a) 職員室及び廊下から直接出入りできる計画とし、できるだけ事務室の近傍に配置すること。
- (b) 校長室は、ホワイトボード、コート掛け・鏡付きの収納棚、その他備品を収納するための収納棚、洗面台を設けること。
- (c) 額装を掲示できるよう壁面にピクチャーレールを設置すること。
- (d) 耐火金庫2台、耐火書庫2台の置き場を設けること。
- (e) 来客用のソファー・テーブルを設置するスペースと会議ができるスペースを設けること。

カ 事務室

- (a) 1階に配置し、来客・地域開放玄関に隣接させ、玄関側に来訪者用カウンターを設けること。また、できるだけ校長室の近傍に配置すること。
- (b) 事務室は、ホワイトボード、収納棚、掃除用具入れ、受付カウンターを設けること。
- (c) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(d) 校内集中管理ができる総合盤を事務室に設置すること。

キ 会議室

(a) 会議室はホワイトボード、収納棚、掃除用具入れを設けること。

ク 放送室

- (a) 校内各所に音声を放送できるように計画すること。
- (b) オンライン教育のための映像コンテンツ制作やオンライン会議・研修の配信等ができるスタジオとしての活用も想定している。
- (c) 防音性・吸音性に配慮すること。
- (d) 放送室は放送卓、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納棚、掃除用具入れを設けること。また、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

ケ 保健室

- (a) 急な怪我人や病人に対応できるよう、1階に配置すること。また、グラウンド等から直接出入りができる、救急車による搬送等の緊急対応(ストレッチャーでの移動等)がスムーズに行えるよう配慮すること。
- (b) 保健室内には、シャワー室を設置すること。
- (c) 近傍にバリアフリートイレを設置すること。
- (d) 保健室はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納庫(布団収納等)、備品用の収納棚、担架用の収納棚、収納作業台、キッチン、洗面台、掃除用具入れを設置すること。また、ベッド3台、冷蔵庫1台が設置できるスペースを設けること。
- (e) 洗濯機1台が設置できる洗濯機を設置できるスペースを設けること。
- (f) ベッド部分はそれぞれカーテンで仕切ること。
- (g) 外部出入り口付近には、足洗い場を設けること。
- (h) 保健室内(天井から吊り下げ式の物干し)及び保健室近傍の屋外に、それぞれ物干し(物干し竿を2本通せるもの)を1組設置すること。日当たりあるいは風通しのよい、物を干しても動線の邪魔にならない場所へ設置すること。

コ 生徒会室

(a) 生徒会室はホワイトボード、収納棚、掃除用具入れを設けること。

サ 教材・物品室

(a) 教材室は、通常学級のある階に各1ヶ所設けること。

(b) 各教材室及び倉庫には収納棚を設けること。

シ 職員更衣室(男女)

- (a) 職員室の近傍に配置すること。
- (b) 更衣スペースと休憩スペースはカーテン等で仕切られるようにすること。
- (c) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (d) 職員50人分のロッカーが設置できるよう2室設けること。
- (e) 洗面台を設けること。

⑥ 共用部分

ア 昇降口、職員玄関、来客・地域開放玄関

- (a) 全ての利用者は、昇降口・玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、利用人数相当の靴箱を適切に設けること。なお、職員用の靴箱は扉付きとする。
- (b) 全ての昇降口・玄関に庇を設けること。
- (c) 児童生徒は昇降口を利用し、児童生徒以外の利用者は玄関を利用する計画とすること。各玄関位置は動線計画に合わせて適切に設置すること。
- (d) 職員玄関と来客・地域開放玄関は別に設けること。
- (e) 昇降口は児童生徒の混雑を考慮し余裕のあるスペースを確保すること。
- (f) 昇降口は風雨や砂の吹込みに配慮して計画すること。昇降口の扉は日中常時開放されていると考え、特にグラウンドの砂の吹込みに配慮すること。
- (g) 昇降口及び玄関は段差をなくし、車椅子での移動に対応できるようにすること。また、上がり口は段差のない計画とすること。
- (h) 昇降口付近には屋外の水場(手洗い用流し3口、足洗い用流し口1口程度)を設けること。

イ 児童生徒用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、各学級から利用しやすい位置に設けること。また、計画に応じて特別教室用、屋内運動場用、特別支援学級用のトイレを通常学級用とは別に設けること。
- (b) 児童生徒両方の利用が想定されるトイレは洗面器や鏡、小便器等の高さに留意すること。
- (c) 器具数は「空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2019給排水衛生設備規準・同解説 技術要項・同解説」の学校用途、待ち時間の評価尺度レベル1の適正器具数を最低限とし、適正な器具数を確保すること。なお、器具数算定に当たってはトイレごとに利用するクラスの児童生徒数を対象とすること。なお、バリアフリートイレは当該器具数に含まない。また、

洗面器は廊下の流し台と兼用しないこと。

- (d) トイレは、明るく清潔感のある空間とすること。
- (e) 各洗面器前に鏡を設けること。
- (f) 各トイレに清掃用具置き場(掃除用流し、掃除用フック、棚板付き)を設けること。原則は男女別とする。スペースの関係で男女共用とする場合は廊下から直接利用できる位置に配置すること。
- (g) 屋内運動場用のトイレは大体育館に近接した位置に配置し、屋内運動場を地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分に配慮した配置とすること。

ウ 職員・来客用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、職員室近傍に設置すること。
- (b) 大便器は全て洋式とすること。
- (c) 器具数は児童生徒と同様の算定方法とし、対象は全職員数とする。
- (d) 清掃用具置き場(掃除用流し付き)は男女共用とし廊下から直接利用できる位置に配置すること。

エ バリアフリートイレ

- (a) トイレは乾式とし、車いす利用者等に配慮し、各階の通常学級用トイレ、特別支援学級用トイレ、屋内運動場用トイレ及び職員・来客トイレの近傍にそれぞれ1ヶ所以上設置する。なお、オストメイト対応のバリアフリートイレは1ヶ所、オストメイトかつベビーベッド・ベビーチェア対応のバリアフリートイレは屋内運動場近傍及び職員・来客トイレ近傍の2ヶ所に設置すること。
- (b) すべての人がアクセスしやすい配置を前提とした上で、利用者が周囲の視線を過度に感じることなく利用しやすい配置とすること。

オ 配膳室・プラットフォーム

- (a) 1階に配膳室を設けること。
- (b) 1階配膳室は、屋外から直接出入りできる計画とすること。屋外出入口は給食コンテナ用の出入口と作業員用の出入口の2ヶ所を設けること。給食コンテナ用の出入口には配送車から給食コンテナを出し入れするプラットフォームを設けること。
- (c) プラットフォームには給食配送車が無理なく出入できること。また、庇を設置すること。
- (d) 配送車及び給食コンテナの詳細は「資料14 給食配膳関連資料」を参照すること。

- (e) 給食コンテナ用の出入口は電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とすること。また、出入口には給食コンテナの落下防止チェーン及び殺虫器を設置すること。なお、殺虫器は室内に虫が落下しない仕様とすること。
- (f) 配膳室は掲示板、牛乳保冷庫、あえ物用冷蔵庫、パン等のラック、流し台、手洗い、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷庫、あえ物用冷蔵庫の排水経路を適切に確保すること(室内に開放しないこと)。
- (g) 配膳室と廊下との出入口は引き戸(鍵付き)として広い間口を確保すること。児童生徒が給食を取りに来る際に、一方通行で通り抜けできるような動線を確保すること。
- (h) 配膳室内の壁は給食コンテナの衝突に配慮しキックガードなどを適切な高さに設けること。
- (i) 空調設備・温度、湿度計を設置し、温度・湿度を適切に管理できるようにすること。

力 廊下・階段

- (a) 採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。
- (b) 廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、児童生徒の安全性に配慮すること。特に幅広い年齢の児童生徒が利用するため、体格差に大きな違いがあることを踏まえ、低学年児童の安全性・利便性を高める配慮を行うこと。
- (c) 通常学級の近傍に手洗いを設けること(前期課程は学年ごとに手洗い用流し8口、うち最低1ヶ所は車いす対応(レバーハンドルとする))、バケツ用流し1口程度、後期課程は学年ごとに手洗い用流し8口(うち最低1ヶ所は車いす対応、バケツ用流し1口程度)。また、順番待ちのスペースにも配慮すること。
- (d) 手洗い周辺の床仕上げは防滑性に配慮して選定すること。
- (e) 廊下などに、各階ごとに1ヶ所以上児童生徒が教職員に気軽に質問・相談できるティーチャーズステーションを設置すること。また、児童生徒が安心して相談できるように、相談者が外部から見えないような配慮をすること。児童生徒の体格差等の安全性に配慮しつつ、児童生徒の連携を考慮した学年配置とすること。

キ エレベーター

- (a) バリアフリー対応用とすること。
- (b) 人員が余裕を持って乗れること。

ク その他

- (a) 新校舎屋上には地域住民の避難スペース及び屋上への屋外階段を設置すること。屋上の避難スペースには柵を設置すること。なお、避難スペースは、出来る限り大きい面積を確保することが望ましい。
- (b) 昇降口付近に、閉校する各学校の歴史を踏まえた義務教育学校の象徴となるスペースを配置すること。

⑦ 体育施設

ア 屋内運動場

a 共通

- (a) 大体育館と小体育館は、別々に設けることとし、一体的な空間として整備することは不可とする。
- (b) 床材は、衝撃吸収性や防滑性などの運動環境に加え、ささくれの防止、耐久性、メンテナンスのしやすさなどに十分に配慮した仕様とし、空調・換気等の設備についても結露や乾燥等、床材に応じた適切な環境が確保できるよう総合的に配慮すること。
- (c) 避難所としての使用を想定し、2階以上に配置し、適切な断熱性能を確保すること。

b ステージ

- (a) ステージは、大体育館に設置すること。大体育館形状を踏まえ、式典等での使いやすさに配慮した位置に設けること。
- (b) ステージ照明は、必要に応じた照度を得ることができる照明設備とすること。
- (c) ステージ下にパイプ椅子540脚を収納できるよう計画すること。
- (d) ステージには、バトン3列(前1列、後2列)及び電源コンセントを設けること。
- (e) 緞帳等については、手動式で計画すること。
- (f) ステージ階段は、容易に取り外しが可能で設置位置が変更可能な仕様とし、2箇所設けること。また車いす利用者がステージに上がることができるスロープを設けること。

c 大体育館

- (a) 後期課程用運動施設とするが、式典では全学年が利用するため、児童も使いやすい位置に配置すること。
- (b) 全校集会(最大18クラス)が可能な規模とすること。
- (c) 後期課程用のサブバスケットコート2面、メインバスケットコート1面(公式サイズ)、バレーボールコート2面、バドミントンコート4面を設けること。な

お、バスケットゴールは極力固定とすることが望ましい。バスケットゴールを備品として整備する提案を行う場合は、本事業で整備すること。

- (d) 大体育館を2分割できるよう、ディバイダーもしくはセパレートネット等を設置すること。
- (e) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、廊下への出入口は複数方向に設けること。廊下への出入口は両引き分け戸を基本とし、広い間口を確保すること。
- (f) 建具のガラス面、器具(スピーカーや消火器、空調機等を含む。)等については、防護柵を設けるなど、ボール等の衝突による破損を防止するよう配慮すること。
- (g) キャットウォークやステージ等への飛球を防ぐため、大体育館外周に防球ネットを設置すること。
- (h) 大体育館の天井高は、床面から10m以上(梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ)を確保すること。
- (i) 大体育館は、競技に適した採光、通風及び換気に配慮すること。特に、大体育館面においても十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。

d 小体育館

- (a) 前期課程用運動施設とするため、児童が使いやすい位置に配置すること。
- (b) 前期課程用のミニバスケットコート公式1面(ゴールは片面(ステージ反対側)のみ本事業に含む)、ミニバスケットコート非公式2面(ゴール含む)、バレーボールコート1面、バドミントンコート3面を設けること。なお、ミニバスケットゴールは、固定式とすること。
- (c) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、廊下への出入口は複数方向に設けること。廊下への出入口は両引き分け戸を基本とし、広い間口を確保すること。
- (d) 建具のガラス面、器具(スピーカーや消火器、空調機等を含む。)等については、防護柵を設けるなど、ボール等の衝突による破損を防止するよう配慮すること。
- (e) 外周部に防球ネットを設置すること。
- (f) 小体育館の天井高は、床面から8m以上(梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ)を確保すること。
- (g) 小体育館は、競技に適した採光、通風及び換気に配慮すること。特に、小体育館面においても十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。

e 器具庫

- (a) 大体育館及び小体育館から直接備品を出し入れできる配置とすること。
分散配置することも可とするが、それぞれから利用可能な配置とすること。
- (b) 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。
- (c) 器具庫には器具収納用の棚を設けること。
- (d) 将来、総合型地域スポーツクラブが利用する場合も想定し、十分な器具庫を確保するとともに動線にも配慮すること。

f 放送機器室

- (a) 大体育館に設置すること。小体育館は機器及び収納庫を設置すること。
- (b) 大体育館の放送機器室はステージからの動線に配慮すること。

g ミーティング室

- (a) 大体育館に近接して設置すること。
- (b) 部活動や地域開放時の利用を想定し、ホワイトボードを設置すること。
- (c) ミーティング室の壁の一面はダンス用の鏡張りとすること。ただし、体育館の壁面に鏡(衝突等の安全性を確保した扉付)を設置する場合はこの限りではない。

h 玄関

- (a) 災害時優先電話を設置するためのスペースの確保すること。

i 更衣室

- (a) 大体育館に近接して配置すること。
- (b) 屋内運動場利用者用とし、屋内運動場を地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分にも配慮した配置とすること。
- (c) 男女別に設けること。
- (d) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (e) 室内に棚を男女各20人分設けること。
- (f) シャワーブースを男女それぞれ1箇所以上設置し、避難所となる場合にも使用できる計画とすること。

イ 武道場

a 武道場

- (a) 天井高は、床面から4m以上(梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ)確保すること。
- (b) 自然採光、通風及び換気に配慮すること。

- (c) 出入口付近に靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。
- (d) 柔道場2面を設けること。また、畳を上げることで剣道場2面として使用できること。

b 器具庫

- (a) 武道場から直接備品を出し入れできる配置とすること。
- (b) 器具庫には器具収納用の棚、掃除用具入れを設けること。

c 更衣室

- (a) 男女別に設けること。
- (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (c) 室内に棚を男女各20人分設けること。

ウ 体育施設用トイレ

- (a) 男女別及びバリアフリートイレを設けること。
- (b) 大体育館、小体育館及び武道場を同一階かつ近傍に設置する場合は、各トイレ1箇所の設置とする。なお、大体育館、小体育館及び武道場を異なる階に設置する場合は、各階に各トイレ1箇所ずつ設けること。ただし、特別教室等の児童生徒用トイレが近傍に配置される場合は共用することも可とし、その際は地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分に支障がない計画とすること。

エ プール

a プール・プールサイド

- (a) プールは屋外型とし、25m×6コース、低学年用プールを設置すること。
- (b) 25m×6コースは水深1.1m(最深部)、低学年用プールは水深0.7m(最深部)とすること。
- (c) 本市が想定する面積は、25m×6コースは $25m \times (0.2m + (1.8m \times 6\text{コース}) + 0.2m) = 280\text{m}^2$ 、低学年用プールは50m²であるが、具体的な寸法及び面積は事業者の提案によるものとする。
- (d) プールサイドへのバリアフリー動線を確保すること。
- (e) プールサイドは児童生徒の整列・準備運動等の活動を考慮し、余裕のあるスペースを確保すること。
- (f) プールサイドには手洗い流し(蛇口8口)、3クラス分のタオル掛け、及びコースロープの収納スペースを設けること。
- (g) プール水面への日当たりに配慮しつつ、プールサイドの日除け及び近隣からの目隠し対策を講じること。

- (h) 地震発生の際のスロッシング現象を考慮し、プール水の周辺への落下防止や利用者の安全性の確保に十分に配慮した計画とすること。
- (i) 大会時等にポータブルの放送機器(別途本市が調達)を接続できるように、スピーカーを設置すること。

b シャワー

- (a) 更衣室からプールサイドへの動線上に設けること。シャワーの同時利用は5人程度とし、スムーズにクラス全員が利用できるよう配慮した計画とすること。

c トイレ

- (a) プール利用者専用のトイレとし、男女別に設ける。更衣室内もしくはプールサイドから直接出入りできる計画とすること。
- (b) 女子は大便器2個、洗面器1、男子は大便器1個、小便器2個、洗面器1とする。
- (c) バリアフリートイレを整備すること。

d 更衣室

- (a) 男女別に設ける。各更衣室に40人分の棚を設けること。
- (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう出入口に配慮した計画とすること。
- (c) 更衣室前(廊下側)には2クラス分の靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。

e 器具庫

- (a) プールサイドから直接備品を出し入れできる配置とすること。ビート板整理棚、収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (b) 掃除用水栓を設置すること。
- (c) 塩素庫は金属の腐食を防ぐため、器具庫と別に設けること。
- (d) プールろ過装置のメンテナンス及び機器の取替を考慮した計画とすること。

オ 半屋外スペース

- (a) 天候に左右されず、内履きで軽運動や集会、イベント等が可能な屋根付きのスペースを可能な限り確保し、計画すること。なお、建物と一体的に整備することも可とする(ピロティ空間など)。

⑧ その他

ア 体育倉庫

- (a) グラウンドで使用する用具を収納することを想定した配置とすること。
- (b) 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。
- (c) 出入口には庇を設けること。
- (d) 石灰庫を用具収納とは別に設けること。

イ 部室

- (a) 合計10室の部室を整備すること。ただし、実際に運動する場所と部室間の移動が円滑になるように配慮すること。
- (b) 各室に収納棚を設けること。
- (c) 原則として新校舎内に設置し、屋内外の部活動で使用することに配慮した動線計画とすること。別棟で整備する場合は、雨に濡れずに移動できる屋根を設置すること。
- (d) 各部室には窓(型板ガラス)を設置し、換気と採光が得られる計画とすること。
- (e) 死角となりにくい位置に配置すること。

ウ 屋外トイレ

- (a) グラウンドから使いやすい位置に整備すること。体育倉庫と一体的に整備することも可とする。
- (b) バリアフリートイレを整備すること。

エ ゴミ置き場

- (a) 新校舎とは別棟とすること。
- (b) 可燃物置場及び不燃物置場を設置(基礎含む)すること。具体的な仕様や数量等については、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」を参照すること。

⑨ 外構・グラウンド

ア 出入口

- (a) 南側道路に面して児童生徒用の登下校門、自転車出入口門を設けること。また、北側道路に面して学校車両出入口門、給食車両出入口門、通用門を設けること。通用門は救急車や消防車等の緊急車両が出入できる幅を確保すること。また、歩車分離に十分に配慮した計画とすること。
- (b) 児童生徒用の登下校門及び学校車両出入口に学校名のサインを設置すること。

- (c) 各門は、教職員等による開閉のしやすさ及び児童生徒の安全性に配慮した仕様とすること。
- (d) 児童生徒用の登下校門周辺に屋外掲示板を設置すること。

イ グラウンド

a 共通

- (a) 十分な日当たりが得られる計画とし、雨や雪の際の乾きやすさに配慮すること。合わせて、水はけに配慮し、水たまり等が生じにくく、降雨後早い時間内に利用可能となるようにすること。新校舎等による日影が発生する個所は、冬季の凍結防止等を含め、特に留意すること。
- (b) 管理諸室からの見通しの確保、昇降口からの動線に配慮すること。
- (c) グラウンドから視認できる位置に時計を設けること。
- (d) 砂塵の発生を抑制する仕上を提案すること。また、農地が隣接していることから、砂等が飛散した場合に農作物の生育への悪影響を生じさせない仕上とすること。
- (e) 新校舎からの動線に配慮し、使いやすい位置に水飲み、手洗い、足洗い等のための水栓を設置すること。
- (f) テニスコートは2面設けること。舗装の仕様は、事業者の提案によるものとする。なお、サブグラウンドに設けることも可とする。

b メイングラウンド

- (a) 全学年の利用を基本とする。
- (b) 200mトラック、100m直線コースを配置すること。
- (c) 運動会の開催等に配慮し、運動スペースに加えて観覧スペース等に配慮した計画とすること。観覧スペースは、新校舎のテラスの活用など、必要に応じて外構に留まらない配慮を提案すること。
- (d) グラウンド外周の防球ネットは12m程度とすること。また、野球用のバックネットを設けること。
- (e) 幅跳び用砂場1ヶ所、屋外用コンセント、適宜散水栓を設けること。なお、児童生徒のつまずき防止に配慮した仕様とすること。
- (f) イベント開催時や災害時等において、大型車両(はしご車等)が進入できる計画とすること。
- (g) 国旗掲揚台(ポール3本)を設置すること。
- (h) 雨水排水は、表面の勾配を利用した表面排水とすること。また、雨水排水勾配は、0.5%を標準とし四方勾配とすること。
- (i) 防塵対策、ぬかるみ防止対策のため、表層土に改良材を使用すること。
- (j) バックネット等の排水を阻害する構造物付近は、水溜りがないように検討

すること。

- (k) 屋外体育施設の各種スポーツに必要なポイントマーク等(トラック・野球・サッカー・テニスコート)を設置すること。

c サブグラウンド

- (a) 児童等の利用を基本とする。体育の授業等にも利用できるよう、可能な限り整形で運動しやすいスペースを確保すること。
- (b) 児童等が安全に遊べる遊具スペース(鉄棒、雲梯、ブランコ、ジャングルジム、滑り台、シーソー、登り棒)を配置すること。遊具の設置にあたっては、安全領域を確保すること。計画により、遊具スペースはサブグラウンド内に設置しない提案も可能とするが、管理のしやすさや安全性、日当たり等に配慮すること。また、低学年の通常学級から利用しやすく、管理諸室から視認しやすい配置計画とすること。
- (c) 外周の防球ネットは、5m程度とすること。
- (d) 砂場1ヶ所、屋外用コンセント、散水栓を設けること。なお、児童生徒のつまずき防止に配慮した仕様とすること。

d 側溝・集水柵

- (a) 敷地周辺の流域を調査し、地域の用排水量、流向、流末排水先を検討すること。
- (b) グラウンド周囲(四方)に布設すること。設置箇所は、防球ネット・防砂ネットの内側に設置すること。
- (c) 側溝蓋は、落蓋のグレーチングを設置すること。
- (d) 側溝の最小断面は、300×300とすること。
- (e) 流速は、3.0m／秒を限度とすること。
- (f) 水路断面は、最低20%以上の余裕を見込むこと。
- (g) 側溝・集水柵の荷重はT-14以上とすること。
- (h) 集水柵は、4点ボルトロックとすること。
- (i) 集水柵の泥溜めは、10cm以上確保すること。

ウ スクールバス停車場

- (a) 敷地南側の給食調理場跡地に、小型バス(乗車定員29人以下)を4台同時駐車できるスペースを配置すること。
- (b) 駐車スペースのライン引きを行うこと。
- (c) 既存のアスファルト舗装は、そのまま利用することを想定しているが、現況を確認の上で機能上の支障がある不陸等が認められる場合は整正等を提案すること。

(d) 雨除(奥行 2m×幅 3m 程度、2箇所程度)を設置すること。

工 駐車スペース・駐輪場

- (a) 敷地内及び敷地南側の給食調理場跡地に、駐車スペースを合計60台分以上設けること。
- (b) 屋根付き駐輪場を170台分設け、登下校時の動線の安全に配慮して配置すること。可能な限り歩行者動線との交錯を避け、安全な動線計画とすること。
- (c) 夜間照明を設けること。なお、近隣農地の農作物の育成への影響が極力少なくなるよう配慮すること。
- (d) 駐車スペース・駐輪場が近隣に面する場合は近隣への騒音、排気、光害等の対策を施すこと。
- (e) 原則として駐車スペースの仕上げは透水性アスファルトとし、不陸等がないように配慮すること。なお、目詰まり等を防止するため、仕様やグラウンド等からの砂塵を低減する工夫等に配慮すること。

オ 中庭

- (a) 中庭を整備する場合は、日常的に児童生徒が使用できるよう仕上るとともに活用方法を提案すること。
- (b) 水はけ等に留意して計画すること。

カ 外構

- (a) 熊本市緑の基本計画等を踏まえ、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用する、雨水流出抑制に努めるなど、多様なグリーンインフラに関する取り組みを意識した施設整備とすること。なお、コスト及びメンテナンス性について十分に考慮すること。
- (b) 敷地内の舗装はすべて撤去・再整備とすること。
- (c) 昇降口や各玄関前及びそれらから登下校門までの動線、屋外付帯施設の出入口、グラウンドに面する新校舎外壁面には夜間照明を設けること。なお、近隣農地の農作物の育成への影響が極力少なくなるよう配慮すること。
- (d) 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重(災害時の緊急車両等)に十分耐えうるものとすること。
- (e) 敷地外周のフェンスはすべて撤去・再整備とし、高さは1.5m程度とするこ

と。外部から敷地内に容易に立ち入ることができないよう配慮するとともに、圧迫感の低減、植栽と一体的な計画等、景観にも配慮すること。

- (f) 敷地内の防球ネット、門、塀等はすべて撤去・再整備すること。
- (g) 既存樹木は極力保存するものとし、「資料11 既存樹木及び記念碑位置図、記念碑・記念樹等の移設・移植必須対象リスト」を参照すること。新たに設ける植栽はメンテナンス性を考慮して樹種を選定すること。また、植栽管理用の水栓を適切に設けること。
- (h) 東側及び北側に植栽を設置する場合は、農地への影を落とさないように配慮すること。
- (i) グラウンドのほか、花壇・学級菜園、理科菜園を設けること。グラウンドと他のスペースの間には安全のため防球ネットを設けること。なお、学級菜園の屋上設置は不可とする。

キ 道路状拡幅

- (a) 北側道路沿いは、道路の反対側の境界線から6mの範囲を道路状に拡幅すること。道路の認定を前提とした整備ではないが、将来的に道路認定を行う可能性があるため、国や市の道路関係基準、法令等に準拠した整備とすること。
- (b) (a)については、学校敷地沿いに歩道状の空間を整備し、カラー舗装仕上げとするなど、車道と安全に分離すること。
- (c) 道路と学校敷地との境界は明示すること。

3 設計業務実施に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、本要求水準書、入札時の提案書類及び設計建設工事請負契約書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (a) 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。
- (b) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (c) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- (d) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、樹木調査、アスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施するものとする。
- (e) 天明校区施設一体型義務教育学校基本計画の上位計画である熊本市総合計画及び熊本市教育振興基本計画(熊本市教育大綱)、本市教育委員会会議における義務教育学校設置に関する協議を踏まえること(教育委員会会議については、インターネットでのライブ配信及び録画配信を行う。詳細は本市ホームページを参照すること)。
- (f) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和4年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。
- (g) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を本市に報告とともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。特に、市街化調整区域に立地するため、都市計画法第34条に基づく許可が必要であることに留意し、設計及び申請スケジュールを計画すること。
- (h) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (i) 本市が市議会や市民等(近隣住民並びに天明校区の小学校4校(中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校)と天明中学校の職員、保護者及び児童生徒を含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、広報紙等への掲載を行う場合、国庫補助金の申請、完了報告等を行う場合等においては、本市の要請に応じて説明用や申請用、完了報告用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請、完了検査等に関する協

力を行うこと。

- (j) 本事業は国の会計実地検査の対象となることから、事業者は、本市が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調査への立会い等、本市を支援すること。また、その他各種調査の対象となった場合についても、上記と同じく、調査に関する書類作成等により、本市を支援すること。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設のそれぞれの引渡し予定日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、本市及び天明中学校との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- (a) 着手届
- (b) 管理技術者通知書(設計経歴書を添付すること。)
- (c) 担当技術者・協力技術者届

(5) 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に実施工程表及び履行体制を含む設計業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて業務完了通知書を本市に提出するものとする。

(6) ワークショップの実施

事業者は、事業スケジュールに遅れが生じないことを前提とし、設計段階又は建設・工事監理段階において教職員や児童生徒、地域住民等とのワークショップを開催

し、設計に反映する(こども基本法(令和4年法律第77号)11条に規定するこども等の意見の反映)など、地域とともにつくる学校づくりに向けた具体的な提案を行い、業務において実施すること。供用開始後の効果的な運用に配慮するとともに、在校生が学校づくりに関わる機会を創出するなど、教育機会の創出や愛着の形成に配慮すること。

(7) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種申請等の書類の写しを本市に提出すること。また、各種申請等にあたっては、事前に本市に説明の上、確認を受けるものとする。なお、各種申請等に係る手数料等は、事業者の負担とする。

(8) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

事業者は、基本設計完了時及び実施設計完了時に次の書類を提出すること。基本設計及び実施設計における各提出書類は、国土交通省告示第九十八号別添一 口成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとする。

基本設計及び実施設計が完了したとき、検査職員は調査職員及び管理技術者の立合のうえ、検査を行うものとし、事業者はあらかじめ各提出書類を調査職員に提出すること。本市は、検査結果(是正箇所がある場合には是正要求も含む。)を事業者に通知する。

提出図書は全てのデジタルデータ(CAD データも含む。)も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本市の指示するところによる。なお、「熊本市電子納品運用ガイドライン(建築編)」に基づき電子成果品を提出すること。

また、事業者は、次の書類に加え、適宜、解体撤去工事に係る数量等の根拠となる資料及び仮設計画図等を作成し、工事期間中の学校運営への影響について逐次本市及び天明中学校に説明すること。

① 基本設計

- | | |
|------------------------|----|
| (a) 意匠設計図、基本設計説明書 | 3部 |
| (b) 構造計画概要書 | 3部 |
| (c) 電気・機械設備計画概要書 | 3部 |
| (d) 什器備品リスト・カタログ | 1部 |
| (e) 工事費概算書 | 1部 |
| (f) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (g) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (h) その他必要資料 | |

② 実施設計

(a) 意匠設計図	3部(製本)
(b) 構造設計図	3部(製本)
(c) 設備設計図	3部(製本)
(d) 什器・備品リスト・カタログ	1部
(e) 外観・内観パース	一式
(f) 工事費積算内訳書・積算数量調書	1部
(g) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	1部
(h) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	1部
(i) その他必要図書(各種許認可等の書類の写しを含む。)	

(9) 設計業務に係る留意事項

本市は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて隨時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(10) 設計変更について

本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等)が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

(11) 交付金申請に係る対応

事業者は、本市の要請に基づき、交付金申請関係に係る図面の作成等、必要書類の作成を行うこと。

第3 建設・工事監理業務

1 建設・工事監理業務に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、入札時の提案書類、設計建設工事請負契約書及び設計図書に基づいて、本施設の建設・工事監理を行うこと。

- (a) 本市が市議会や市民等(近隣住民並びに天明校区の小学校4校(中緑小学校、錢塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校)と天明中学校の職員、保護者及び児童生徒を含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、広報紙等への掲載を行う場合、国庫補助金の申請、完了報告等を行う場合等においては、本市の要請に応じて説明用や申請用、完了報告用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請、完了検査等に関する協力をすること。
- (b) 本事業は国の会計実地検査の対象となることから、事業者は、市が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調査への立会い等、市を支援すること。また、その他各種調査の対象となった場合についても、上記と同じく、調査に関する書類作成等により、市を支援すること。

(2) 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。

① 第1期建設工事

既存武道場解体及び新校舎の建設(什器・備品の調達・設置を含む)について、令和9年(2027年)1月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。

なお、新校舎は令和9年(2027年)4月1日に供用を開始する予定である。

なお、第1期建設工事について、本市は、児童生徒が早期に新校舎を利用できるよう、工期の前倒し提案がなされることを期待している。

② 第2期建設工事

既存施設等の解体・撤去並びにグラウンド等の整備について、令和10年(2028年)7月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること(第2期建設工事には、グラウンドの周囲の外構工事、その他舗装、緑化、雨水側溝等)を含む。)。

なお、第2期建設工事について、本市は、児童生徒が早期にグラウンドを利用で

きるよう、工期の前倒し提案がなされることを期待している。

第2期建設工事のグラウンドの一部を、事業者の提案により第1期建設工事の引渡し日より前に整備した場合について、第2期建設工事の引渡し日までの期間、請負者の承諾の上、本市及び本校は先行整備したグラウンドの一部を部分使用できるものとする。この場合、部分使用開始前に(8)完成時業務に準じた検査を実施すること。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方

- (a) 設計建設工事請負契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、設計建設工事請負契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (b) 建設工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (c) 本市が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。

(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (a) 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (b) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や天明中学校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (c) 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (d) 近隣住民や天明中学校職員等に対しては、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。
- (e) 天明中学校のグラウンドが使用できない期間の短縮や、部分的に使用可能なエリアの確保等、安全性に配慮しつつ、天明中学校のグラウンドを可能な限り利用できるよう考慮した計画が望ましい。
- (f) 工事期間中は事業予定地内での学校運用が継続している既存校舎の利用者動線に配慮し工事動線を計画すること。

(g) 関連工事との情報共有・調整を適切に行うこと。

(6) 施設利用者への安全対策

事業者は、工事期間中も本校での教育活動が継続して行われることを十分念頭に置き、本校の利用者の安全を確保するために、次の事項に留意して十分な対策を講ずること。なお、新校舎等の整備期間中は事業予定地の西側にある既存校舎、天明グラウンド及び天明体育館での教育活動を継続する。

- (a) 事業予定地外における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、児童生徒の通学経路と通学時間帯等の傾向を把握し、工事車両と児童生徒の動線が重複しないよう、車両運行ルート等を計画すること。
- (b) 工事期間中は、隣接する天明グラウンドを学校グラウンドとして活用する予定であるため、本事業敷地から天明グラウンドまで移動する際の児童生徒の安全にも配慮すること。
- (c) 事業予定地における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施工すること。
- (d) 事業予定地における工事動線と、本校の利用者の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)、カラー舗装、保安柵(バリケード、カラーコーン等)、回転灯、注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。
- (e) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者を安全に誘導すること。

(7) 着工前業務

① 近隣調査、準備調査等

- (a) 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋影響調査、騒音振動調査を含む。)を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (b) 建設工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事中及び工事完了後についても、建設工事による近隣住民等への影響がないか確認調査を行うこと。

② 工事監理業務計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、工事監理主旨書(重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの)及び詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。)を含む工事監理業務計画書を作成し、次の書類とともに調査職員に提出して、承諾を得ること。

- | | |
|----------------------|----|
| (a) 工事監理体制届 | 1部 |
| (b) 工事監理者選任届(経歴書を添付) | 1部 |

(c) 工事監理業務着手届

1部

③ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書(既存校舎等の解体・撤去工事に関しては、解体工事施工計画書)を作成し、次の書類とともに監督員に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- (a) 着工届(現場代理人及び主任(監理)技術者等選定通知) 1部
- (b) 工事工程表 1部
- (c) 建設リサイクル関係説明書 1部
- (d) コリングス(受注)登録内容確認書 1部
- (e) 施工体制台帳(下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図)21部
- (f) 建築工事における事前協議チェックシート(電子納品)2部
- (g) 承諾願(仮設計画書) 1部
- (h) 承諾願(工事記録写真撮影計画書) 1部
- (i) 承諾願(施工計画書) 1部
- (j) 承諾願(主要資機材一覧表) 1部
- (k) 報告書(下請業者一覧表) 1部
- (l) 上記の全てのデジタルデータ 一式

※ただし、承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が監督員に提出するものとする。

(8) 建設期間中業務

① 建設工事業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い建設・工事監理業務を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に月2回程度報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (b) 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。
- (c) 本市は、事業者や建設業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、隨時、工事現場での施工状況の確認を行う

ことができるものとする。

- (d) その他、必要に応じて本市及び天明中学校と協議を行い、授業等に支障のないように計画すること。

② 什器・備品の調達・設置業務

- (a) 設計図書に基づき、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
- (b) 什器・備品の仕様については「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。

③ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、建設・工事監理業務の期間中(既存校舎等の解体・撤去工事期間を含む。)、工事監理の状況(施工計画書や施工図等の確認状況等を含む)を本市に定期的に(毎月1回程度)報告するほか、本市の要請があったときには隨時報告を行うこと。
- (b) 本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (c) 工事監理業務内容は、「工事監理業務委託契約書」によることとし、「熊本県建築工事監理業務委託共通仕様書」に示された業務とする。

④ 既存校舎等の解体・撤去業務

ア 既存校舎等の解体・撤去工事

- (a) 事業者は、解体工事施工計画書に基づき、既存校舎等を解体・撤去し、関係法令等に規定された方法により、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。
- (b) 解体・撤去の対象は、原則として、「第1総則 5事業予定地の諸条件 (4) 既存施設の概要」を参照し地中埋設物、外構等を含む。なお、既存校舎と既存グラウンドの間にある水路は、解体の上で埋め戻すこと。
- (c) 解体対象施設にある残置物(什器・備品のうち、建築物に固着されていないものや残置オイル等)は、事業者による解体・撤去工事の着手までに、本市が別途、処理を行うものとする。
- (d) 事業者は、既存校舎等の解体・撤去工事の着工までに、既存施設の図面及び現地を確認した上で、解体・撤去工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載した解体工事施工計画書を作成し、本市の確認及び承諾を得ること。
- (e) 地下埋設物、配管、排水路等の撤去後は、埋め戻しを行うこと。
- (f) 給水本管からの既存引き込み部等、不要な既存インフラ引き込み箇所は

適切に撤去・埋め戻し・道路舗装等の復旧を行うこと。

イ アスベスト対策工事

- (a) アスベストの処理に当たっては、アスベストのレベルに応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。
- (b) アスベスト調査結果は、「資料12 既存校舎等のアスベスト含有調査結果」を参照すること。また、必要に応じて事業者の責任において追加調査を実施し、含有箇所及びコスト・工期への影響を本市に報告すること。
- (c) アスベスト調査の結果及び解体・撤去工事の過程で、「資料12 既存校舎等のアスベスト含有調査結果」以上の非飛散性アスベスト等が新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、本市がこの費用を負担することとする。

ウ その他

- (a) 事業者は、建設工事期間中に「資料11 既存樹木及び記念碑位置図、記念碑・記念樹等の移設・移植必須対象リスト」に基づき、記念碑等の移設を行うこと。また、移設対象物の基礎については本事業内で再整備すること。
- (b) 移設方法、場所、時期等については、本市と十分協議の上、工事計画に反映すること。

⑤ 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (a) 工事中における安全、騒音振動対策については万全を期すこと。
- (b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。

⑥ 電波障害対策業務

本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、建設工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

⑦ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく本市に提出すること。

【工事期間中の提出書類】

- | | |
|-----------------------|----|
| (a) 工事工程表(全期間及び月間) | 1部 |
| (b) 工事報告書(工事進捗状況報告書) | 1部 |
| (c) 工事監理報告書 | 1部 |
| (d) 承諾願(各種施工図) | 1部 |
| (e) 承諾願(機器承諾願) | 1部 |
| (f) 承諾願(残土処分計画書) | 1部 |
| (g) 承諾願(産業廃棄物処分計画書) | 1部 |
| (h) 承諾願(再資源利用(促進)計画書) | 1部 |
| (i) 承諾願(主要工事施工計画書) | 1部 |
| (j) 承諾願(生コン配合計画書) | 1部 |
| (k) 報告書(各種試験結果報告書) | 1部 |
| (l) 報告書(各種出荷証明) | 1部 |
| (m) 報告書(マニフェストE票) | 1部 |
| (n) その他必要書類 | 1部 |
| (o) 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

※承諾願については、建設業務を行う者が工事監理者に提出してその承諾を得た後、工事監理者が本市に提出するものとする。

(9) 完成時業務

① 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、次の「ア 事業者による自主完成検査」及び「イ 本市の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、本市による完成検査後に、「ウ 完成図書の提出」に基づき必要な書類を本市に提出すること。

なお、「熊本市電子納品運用ガイドライン(建築編)」に基づき電子成果品を提出すること。

ア 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転を実施すること。
- (b) 自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知すること。
- (c) 事業者は、本市に対して、自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- (d) 事業者は、完成検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機

化合物等の濃度測定を行い「学校環境衛生基準」基準値以下であることを確認し、市に報告した上で本施設を市に引き渡すこと。測定箇所数、測定方法は本市との協議による。濃度の基準値は、測定時の最新基準とする。指針値が決められていない有害物質については、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制すること。

イ 本市の完成検査

本市は、事業者による上記の自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の終了後、本施設、建築設備、什器・備品等について、次の方法により完成検査を実施する。

- (a) 本市は、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知するものとする。
- (b) 完成検査は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (c) 事業者は、建築設備、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各建築設備、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出してその説明を行うこと。
- (d) 事業者は、本市の行う完成検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (e) 事業者は、本市による完成検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、本市から完成確認通知を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、本市による完成検査に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を新校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

(a) 工事完了通知書	1部
(b) 工事記録写真	1部
(c) 完成図(建築)	一式(製本図3部)
(d) 完成図(電気設備)	一式(製本図3部)
(e) 完成図(機械設備)	一式(製本図3部)
(f) 完成図(昇降機)	一式(製本図3部)

(g) 完成図(什器・備品配置表)	一式(製本図3部)
(h) 什器・備品リスト・カタログ	各1部
(i) 施設に係る利用説明書	1部
(j) 公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	一式
(k) 完成調書	1部
(l) 完成写真	1部
(m) コリンズ竣工登録内容確認書	1部
(n) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	3部
(o) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	3部
(p) パンフレット	3,000部
(q) その他必要書類(各種許認可、各種調査・試験結果等を含む)	
(r) 上記の全てのデジタルデータ	一式

(10) 保険

建設期間中、建設企業は「建設工事保険」及び「第三者賠償責任保険」「組立保険」等の工事目的物を対象とした保険に加入すること。